

# 第三章 世界の通商ルール形成の動向

## 第1節 主要国・地域の通商政策

### (1) 世界の貿易制限的措置の全体像

#### ■依然として大きい貿易制限的措置のインパクト

2018年以降、所得や雇用の格差拡大を背景とした多国間貿易体制への懐疑から、保護貿易主義への傾斜が世界各地で強まった。先端技術の覇権争いやこうした新分野における国際規律の不在も、一連の貿易制限の背景にあったと考えられる。特に米中貿易摩擦の激化を背景に、両国間の関税引き上げが企業活動にも大きな影響を及ぼした。こうした事態が解消されないまま、2020年に入ってから新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の拡大を背景に、貿易や人の移動が制限され、これに伴う貿易関連措置も多発することとなった。感染症対策を最優先事項と位置付け貿易交渉から距離を置く動きも一部でみられた<sup>1</sup>。

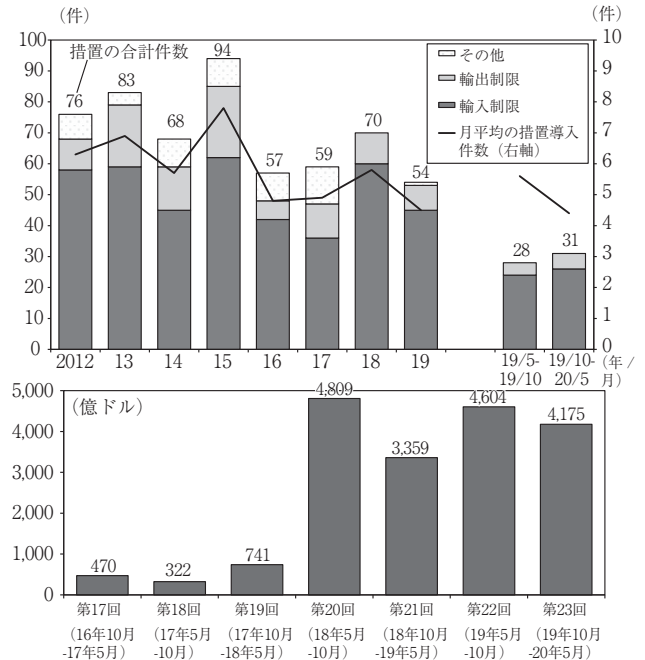
WTOが、OECDとUNCTADと共同で2020年6月末に公表したモニタリングレポートによると、G20諸国が2019年に導入した貿易制限的措置（貿易救済措置、および新型コロナに関連する措置は含まない）は54件で、3年ぶりに減少に転じた（図表Ⅲ-1）。2019年10月中旬から2020年5月中旬の集計期間中に措置の対象となった貿易額は4,175億ドルと、過去3番目の規模を記録した。このうち50.8%が米国による対中追加関税措置、16.8%がインドによる特定品目の関税引き上げに起因する。2018年半ばから2019年前半にかけては、米国の一方的措置とそれに対する中国を中心とした各国の対抗措置が頻発したことで、対象額が膨らんでいた。しかし2020年1月に米中間で第1段階の経済・貿易協定が署名されたことで両国間の摩擦が一部緩和し、貿易制限的措置の応酬に歯止めがかかったかたちである。

WTOが本レポートの集計対象から除外する貿易救済措置についても、最も件数の多いアンチダンピングの調査件数は、G20ベースでは3年連続で減少を続けた（2017年：213件、2018年：168件、2019年：167件）。相殺関税の発動も3年ぶりに減少に転じた。

#### ■感染症対策としての禁輸措置が相次ぐ

2019年以降、米中貿易摩擦によるマイナス面での影響は、

図表Ⅲ-1 G20諸国による貿易制限的措置件数とその対象となった貿易額の推移



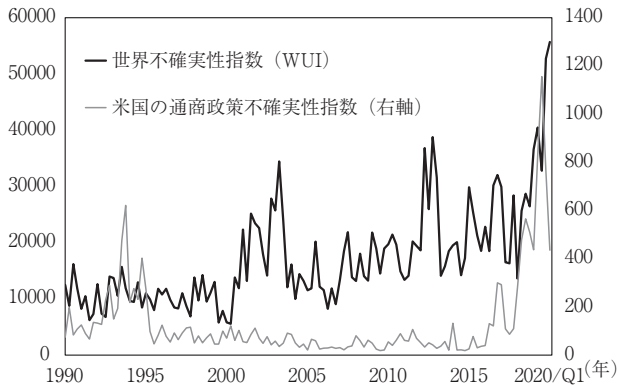
〔注〕貿易救済措置、および新型コロナに関連した措置を含まない。下図の回数はレポートの号数を指す。カッコ内は集計期間。  
〔資料〕WTO事務局データから作成

第I章や第II章でみたとおりである。貿易は縮小に転じ、企業がサプライチェーンの変更を迫られる動きもあった。加えて、予見可能性の低下も保護貿易主義の弊害の一つである。第I章でもみた世界不確実性指数は特に2017年以降、米国の通商政策に対する不確実性指数と連動していた。両指数は、米国が中国に対する追加関税第3弾を発動した2018年9月に大きく上昇していた（図表Ⅲ-2）。

ところが2020年に入り、米中による第1段階の経済・貿易協定を一因に米国の通商政策に関する不確実性指数が急速に下降する一方、新型コロナにより世界不確実性指数は上昇を続けた。感染症対策のため、保護貿易主義とは異なる観点から、結果的に貿易を制限することとなる措置が多数導入されたことがその一因である。特に2020年2月以降、マスクや消毒液といった衛生用品などの輸出が規制された（図表Ⅲ-3、4）。WTOも、新型コロナ対策として導入された貿易関連措置の状況につき3月末にモニタリングを開始し、措置が過度に貿易制限的にならないよう繰り返し警告を発してきた。WTOに通報されていないものも含め、各国・地域による関連措置の導入動向をみたのが図表Ⅲ-3である。措置の導入は早くは1月末からアジアを中心に始まり、3月以降欧

1 例えばアルゼンチンは、新型コロナへの対応に専念するためとして、メルコスールが推進する一切のFTA協議から離脱すると表明したり（ただしその後撤回）、タイが同様の理由でTPP11への参加表明を撤回したりした。

図表Ⅲ-2 世界と米国の経済政策不確実性指数



〔注〕①WUIは「uncertain」に関連する用語について、英エコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU)の約140カ国・地域のカントリー・レポートでの使用頻度を基に構成された指数。WUIはGDPでウエート付けされた指標を使用。②米国の通商政策不確実性指数は、米国の主要紙から通商政策に関連した一定の用語を含む記事を収集し作成した指数。③いずれもIMFや大学の研究者等によるプロジェクトベースの数値。指数が大きいほど不確実性が高い。

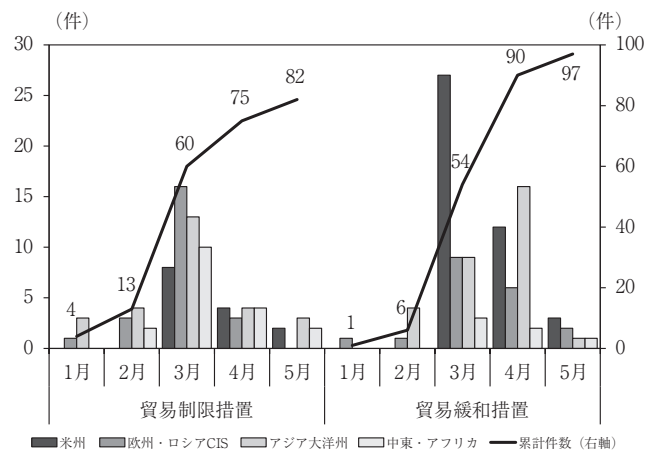
〔資料〕"Economic Policy Uncertainty Project"および"World Uncertainty Index"から作成

米も輸出制限に踏み出した。感染拡大が多くの国でピークアウトするとともに措置の導入ペースも鈍化したが、貿易制限の累計件数は5月までに82件に上った。

一連の措置は、貿易の阻害や自国産業の保護が目的ではなく、自国民の人命と健康の保護のため、まずは必要物資の国内需要を充足し、余剰分を輸出に回すための調整措置と見なされるべきである。そのため、政府決定に基づく国際人道支援目的の輸出は規制の対象外とされたケースも多かった。多くの措置はWTOルール上GATT第20条(b)人・動植物の生命または健康の保護のために必要な措置に該当し、これにより貿易制限に対する一般的例外として許容される(図表Ⅲ-5)。WTO各委員会へ措置の通報を行っている国も、同条を根拠として明記している場合が多い。

一方で、医療・衛生物資などへのアクセス拡大を目的に、3月ごろからは輸入関税の撤廃や輸入手続き簡素化といった、緩和的措置を導入する国も多く、全体としては貿易制限よりも緩

図表Ⅲ-3 新型コロナ対策として導入された世界の貿易関連措置



〔注〕①新型コロナとの関係が明らかな措置のみ計上。②2020年5月までに解除されたものも累計件数に含む。③導入日が不明な措置は、WTO等への通報日で代替した。

〔資料〕WTO、WCO、および「ビジネス短信」(ジェトロ)から作成

和的措置の方が多い。米州の件数が突出しているのは、ブラジルを中心とする中米諸国が、特定品目の関税を一時的に撤廃したり、電子化など手続きの簡素化に踏み

図表Ⅲ-4 新型コロナを背景とした主要国・地域の貿易関連措置

	国・地域	月日	措置の内容
輸出制限・禁輸	ベトナム	1月30日	ウイルス感染予防設備の製造者に対し、利潤追求目的の輸出版売をしないよう協力要請(事実上の輸出制限)
	インド	1月31日	マスクの輸出を全面的に禁止
	ベトナム	2月2日	郵便事業者に対し、医療用マスクや消毒液等の海外向け郵便の受付を停止するよう指示
	タイ	2月5日	500個以上のマスクの輸出を許可制に。2月13日には輸出許可も停止
	ロシア	3月2日	マスク、防護服、抗ウイルス剤など医療品の輸出を禁止
	インド	3月3日	26の医薬品有効成分で輸出を制限
	トルコ	3月4日	マスクや防護服などの輸出を許可制に
	ベトナム	2月28日	医療用マスクの商業目的の輸出を禁止
	EU	3月15日	防護用品の域外への輸出を許可制に
	インドネシア	3月18日	マスクや消毒液などの輸出を禁止
輸入緩和	オーストラリア	3月18日	マスク、手袋、消毒液などの輸出を制限
	英国	3月20日	一部薬剤の並行輸出を禁止
	スイス	3月26日	マスクや手袋等の輸出を許可制に
	インドネシア	3月26日	エチルアルコールの輸出を禁止
	米国	4月10日	マスクなど個人用防護具の輸出を制限
	ベトナム	2月7日	医療商品リスト(マスク、消毒液等)の輸入関税を撤廃
	カナダ	3月16日	公衆衛生機関や病院等のために輸入される物資の関税を免除
米国	3月17日	対中追加関税リスト4Aのうち、医療関連製品を適用除外に	
検疫	ブラジル	3月17日	人工呼吸器の輸入関税を撤廃
	インドネシア	3月23日	マスクや医療・衛生用品の輸入に際し、船積前検査と検査結果報告書の提出を一時的に免除
	メキシコ	4月6日	肺換気装置と同部品の輸入手続きを緩和
基準・規格	タイ	4月15日	農業や土木工事用などの機械類の関税を免除
	ロシア	1月30日	中国からの動物持ち込みや水産物の輸入を規制
	モーリシャス	3月16日	中国などからの水産物等生鮮食品の輸入を制限
	インドネシア	3月19日	香港からのペット持ち込みを検査対象に
緩和	スイス	4月16日	原材料不足への対応として食料品表示の基準を一時緩和
	スイス	2月28日	一部化学品の承認手続きを簡素化
	ブラジル	3月13日	医薬品やその原料、保険関連製品の国家衛生監督局による登録・認証ガイドラインを一時的に緩和
米国	3月26日	米国食品医薬品局(FDA)、業務用包装食品への栄養成分表示ラベル貼付の規制を一時緩和	

〔資料〕WTO、WCO、「ビジネス短信」(ジェトロ)から作成

切ったりしたためである。動植物検疫の関係では、輸入時の書類を電子的に受け付ける例が多くみられた。水際措置以外の緩和措置として、医薬品や食品に関する規格や認証を一時的に緩和する動きもあった。例えば、電気電子技術の国際規格を発行する国際電気標準会議（IEC）が人工呼吸器メーカーに一部規格を無料提供したほか、マスクや個人用防護服に関する規格へのアクセスが緩和される例があった。

GATT以外にも貿易自由化からの例外を認めるルールがある。例えば知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）も第31条で、一定の条件下、特許権者の許諾なく第三者が特許を実施できる強制実施権を認めている（本章第2節参照）。また、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS）は、国民の生命・身体の安全や健康の保護に必要な貿易制限を、科学的根拠に基づき採用することを認めている。貿易に対する技術的障害に関する協定（TBT）も、正当な政策目的のための措置を許容しており、人命保護もこの目的に当たる（図表Ⅲ-5）。

このようにWTOのルールは、複数の条項で生命や健康の保護を貿易自由化よりも上位に位置付けている。一方でインドが3月上旬に導入した医薬品有効成分の禁輸などは、業界全体のサプライチェーンを脅かす恐れがあるとして、米国や欧州は警戒感を強めた（インドは約1カ月後に同措置を解除した）。医薬品のみならずマスクなどの衛生用品の禁輸により、外国製品への輸入依存度が高い日本でも深刻な事態に陥った（第I章第3節参照）。国際的な相互依存関係が深化した現代においては、たと

え正当な目的が背景にあっても、影響がグローバルに及ぶ点で捉え方の難しい問題である。既に各国の措置によりさらに輸出規制が拡大するドミノ効果が生じた。措置の中には、終了時期を例えば6月末日など明記しているものもあるが、「新型コロナの脅威がなくなるまで」といった曖昧な表現をしているものも多く、確実に終了したかどうかの確認も困難な面がある。

また、日々厳格化する渡航制限が貿易救済措置の発動を左右する可能性も指摘される。当局の担当者が調査対象国へ出張できないことから、現地生産者による正確な情報を十分に収集できない状況にある。一部の通商弁護士は、今のところ具体的な数字には表れていないものの、情報が不十分なまま貿易救済措置が恣意的に発動されることへの懸念を指摘している。

WTOやIMFも保護貿易主義への傾斜の懸念から、4月24日に出した共同声明の中で、輸出制限を取る際には慎重に検討するよう強く求めた。有志国による協調も続く。4月14日のオーストラリアやシンガポールによる、サプライチェーン維持に関する共同閣僚宣言に始まり、WTO有志が数度にわたり、食糧や衛生用品の貿易制限回避や自由貿易の重要性を再確認する声明を出している。日本も5月5日に、他の21有志メンバーとともに、「新型コロナウイルスと多角的貿易体制に関する閣僚声明」を出し、緊急に取られる貿易制限措置は「的を絞り、目的に照らし相応で、透明かつ一時的」かつ「不要な障壁やグローバル・バリューチェーンへの混乱を生じさせず、WTOルールに整合的」であるべきと強調した。こうし

た流れを受け、EUは6月に、医薬品・医療用品の関税を多国間で恒久的に撤廃する枠組みを提案した。最恵国待遇で全WTOメンバーが恩恵を等しく享受する情報技術協定（ITA）方式を目指す。実現すれば、新型コロナを契機とした新たな多国間貿易ルールとなる。

なお、国際機関の声明等には明示されていないものの、長期的視点で見れば、各国が新型コロナ後を見据え導入する公的支援策や消費刺激策の中には、内国民待遇に抵触するものが出てくる可能性もある。リーマン・ショックの際にも、バイアメリカン条項を中心に国内産業保護を主眼とした同様の措置が多数取り入れられた。今回の関連政策との関係でも、GATT第3章（内国民待遇）や補助金協定との抵触が問題化する可能性も指摘される。

図表Ⅲ-5 新型コロナと関連する貿易自由化例外

条文	自由化に対する例外	新型コロナに当てはめると…	該当する措置
GATT			
第11条2(a)	食糧その他輸出国に不可欠の製品の危機的な不足を防止・緩和	マスク等の防護用品や人工呼吸器等の一部医療機器といった、医療・衛生物資の十分な供給確保による国民の感染症予防や治療	医療・衛生物資の国内需要を充足するための輸出禁止・制限、あるいは関税撤廃や輸入手続き円滑化による同物資へのアクセス改善
第20条(b)	人・動植物の生命や健康保護		
第20条(j)	供給が不足する製品の獲得や分配		
第21条(b)	軍事施設への物資供給	都市封鎖や臨時施設における軍の動員	
GATS			
第14条(a)	公衆道徳の保護や公の秩序の維持	人の移動によるウイルス拡散を防止	感染拡大地域からの入国禁止・制限
第14条(b)	人・動植物の生命や健康保護	医療崩壊による死者の発生を防止	
SPS			
第5条7項	証拠に基づく、国民の生命・身体安全や健康確保	野生動物が感染源である可能性に基づき、パンデミックを予防・沈静化	衛生検疫措置の強化
TBT			
第2条2項	正当な政策（人の健康保護）目的のための措置	医療機器や医薬品の迅速な流通を確保	医療機器の認証や規格の緩和
TRIPS			
第31条	一定の条件下、特許権者の許諾なく第三者が特許を実施できる	特効薬を開発した製薬会社の特許権を制限	一部国による強制実施権の強化
政府調達（任意加入）			
第3条2項	人・動植物の生命や健康保護	医薬・医療機器等の特定製品の需要急増	政府による物資・サービスの購入

〔資料〕WTO協定から作成



## (2) 輸出管理を強める米国

### ■米中貿易摩擦は小康状態も、中国への警戒緩めず

米国の通商政策は、2018年以降世界各国で保護貿易的措置の応酬が加熱した契機として注目される。米国の現政権は同年以降、貿易制限的な一方的措置を積極的に導入した。中でも関税措置を多用するのが特徴であり、1962年通商拡大法232条や1974年通商法301条などを根拠に、貿易相手国に対して関税を上乗せしてきた（図表Ⅲ-6、2018年以前の措置については本報告2019年版を参照）。米国際貿易委員会（USITC）によると、米国の平均実行関税率は、2000年代の1.4%程度から、2018年にはWTO発足直後の水準である1.9%まで上昇した。

2020年2月に米国通商代表部（USTR）が議会に提出した「2020年の通商政策課題と2019年の年次報告」では、

直近の対中政策などの実績を強調するとともに、今後は上級委員会の仕組みを含むWTO改革やEU・英国との通商交渉に取り組むことを表明した。WTO改革については前年版より分量を増やし、とりわけ上級委員会に対しては先んじて発表したWTO上級委に関する報告書に触れながら、その審理期限不順守や権限逸脱行為により、加盟国の権利を侵害していると批判した（詳細は次節参照）。また、優遇的な待遇を得るために途上国を自称する加盟国を問題視し、経済発展の現状を反映しないWTOの仕組みにも疑問を呈している。一方本報告は、2019年の主な実績として、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）、日米貿易協定、EUとの航空機補助金をめぐるWTO勝訴などを挙げ、前年版で表明した取り組みに対する一定の成果を示した。他方、大統領府のチーフエコノミストが2020年2月、昨今の保護貿易的な通商政策が経済成長や企業の投資を抑制した点を認めたとの報道もある。

2019年は世界的に貿易救済措置が減少したものの、米国は変わらずその積極的なユーザーであった。現政権が発足当初に発布した大統領令に基づき、アンチダンピング税や補助金相殺関税の徴収を徹底しているためである。米国は2018年以降、中国に対し通商法301条に基づく一連の追加関税を課したが、貿易救済措置も併せて多用した。2019年にはアンチダンピング調査を33件、相殺関税調査を20件実施し、過去最多を記録した前年（計59件）には及ばないものの、歴史的な高水準が続く。調査対象の半数以上が中国製品であり、一方的措置を強化しつつ、貿易救済措置の手も緩めていない。

貿易救済との関連では、2020年4月に施行された為替操作に対する相殺関税適用も注目すべき動きである。本来為替操作の認定は、財務省の為替政策報告書に依拠する。しかし今後商務省は、財務省とは異なる法的根拠に基づき、国内産業を救済する目的で外国政府による為替レート切り下げを認定し、相殺関税を課すこととなる。主に中国を念頭に置いた規則であるともみられるが、補助金を認定するための特定性が希薄な規則であるため、米国内でも妥当性に賛否が分かれている。

米国にとって最大の貿易赤字国である中国に対しては、赤字の削減、技術の強制

図表Ⅲ-6 2019年以降のトランプ政権下での主な通商関連動向（貿易管理、投資規制を除く）

年	月日	1962年通商拡大法232条（安全保障を理由とした措置）
2019	5月17日	自動車・同部品に関する大統領判断を最大180日間延期すると発表
	5月17日	カナダとメキシコの鉄鋼・アルミニウムに対する追加関税を撤廃
	7月12日	ウラン輸入に関し、大統領が安保上の脅威を否定
	10月16日	シリアへの軍事介入を理由にトルコの鉄鋼に対する追加関税を50%に再度引き上げると表明→10月23日に解除
	12月2日	大統領、ブラジルとアルゼンチンに対する鉄鋼・アルミ追加関税の復活を表明
	2月8日	追加関税の対象となる鉄鋼・アルミニウムの対象を拡大
2020	2月27日	スポンジチタン輸入に関し、安保上の脅威を認めつつ是正措置は発動せず
	5月4日	変圧器用部材に関する調査開始を発表
	5月6日	移動式クレーンに関する調査開始を発表
	6月2日	バナジウムに関する調査開始を発表
2019	5月10日	対中追加関税第3弾の税率を10%から25%へ引き上げ
	7月10日	フランスのデジタル課税法に関する調査を開始
	8月23日	対中追加関税第1弾～3弾の税率を30%へ、第4弾を15%へ引き上げると表明
	9月1日	対中追加関税第4弾リストA発動
	10月11日	対中追加関税第1弾～3弾の追加関税率の引き上げ延期を表明
	10月18日	エアバスへの補助金抛出に関する紛争を受け、対EU制裁関税を発動
	12月2日	フランスのデジタル課税を不公正な貿易慣行と認定、報復関税を示唆
	12月13日	中国との第1段階の貿易交渉で合意、対中追加関税第4弾リストB発動を見送り
	1月22日	フランスのデジタル課税につき、課税ルール策定に向けた議論加速で合意
	2月14日	米中の第1段階の経済・貿易協定が発効。追加関税第4弾リストAの追加関税率を15%から7.5%へ引き下げ
2020	3月18日	EU製大型航空機の追加関税を10%から15%に引き上げ
	6月2日	EUなど10カ国・地域のデジタル課税に関する調査開始を発表
	6月26日	EUのエアバス補助金への報復関税、31億ドル相当の品目追加を検討
2019		その他
	5月17日	トルコを一般特惠関税制度（GSP）の対象から除外
	5月30日	1977年国際緊急経済権限法に基づく、メキシコからの輸入品への追加関税賦課を発表→6月7日に措置を無期限延期
	6月5日	インドを一般特惠関税制度（GSP）の対象から除外
	7月26日	大統領がUSTRに対し、WTOでの「途上国」ルール変更に向けた取り組みを指示
	8月5日	財務省、中国を為替操作国に認定→2020年1月に認定解除
	10月25日	タイの一部産品を一般特惠関税制度（GSP）から除外
2020	4月6日	商務省、為替操作に対する相殺関税適用にかかる最終規則を施行

〔注〕 網掛けは中国に関連した措置。

〔資料〕 米大統領府ウェブサイト、ジェットロ「ビジネス短信」などから作成

移転や知的財産権の侵害、国有企業への補助金といった不公正な貿易慣行の是正を一層強く迫っている。その手法として、通商法301条を中心とした一連の制裁を進めてきた政権であるが、2019年10月のペンス副大統領のスピーチでも前年と同様に厳しい対中観が示された。例えば、中国による「債務外交、軍事的拡張主義、信教の弾圧、監視国家の建設、自由で公正な貿易に反する政策等に関する行動は、米国の利益・価値を傷つける」ものとして批判した。一方で、中国への関与の維持やデカップリングの否定を示唆する発言もあった。課題はある中でも、実務的な協力は閉ざさず誠実な交渉を続けるとし、中国との関係の根本的な再構築を追求することも強調された。

こうした政権の意向も反映し、米中両国は2020年1月に第1段階の経済・貿易協定締結にこぎつけた(図表Ⅲ-7)。2018年から本格化した追加関税の応酬は一定程度落ち着いたことになるが、米国の中国に対する厳しい基本姿勢は変わらない。同協定は「6.貿易の拡大」を最大の柱とし、中国側が知的財産権の保護や金融市場の開放、為替操作の禁止などを約束するとともに、今後2年かけて米国からの輸入を増やす内容である。米国側も対中追加関税を一部低減するが、依然として米国の中国からの輸入額のうち7割に当たる3,700億ドル相当の品目には追加関税が賦課されたままである。さらに先述の年次報告の中でUSTRは、今後の第2段階の協議では、第1段階で成し得なかった中国側の過剰生産や産業補助金、国有企業への規律、サイバー窃取などの課題が争点になるとし、中国の対応次第では、現状維持している追加関税にさらに追加措置を講じる用意があるとも記載した。米中ビジネス協議会(USCBC)が2020年2月に取りまとめた調査でも、米国企業の78%が第1段階の経済・貿易協定を前向きに捉えつつも、同協定がこれまでの一連の措置による損失を克服するかに対しては否定的な見方が多い。関税合戦によるダメージは大きい。

米中貿易摩擦の背景には、米国の中国に対する警戒心の強まりがある。1979年の改革開放以降、中国の経済発展は目覚ましく、2018年までは年8~9%の成長を続けた。これに伴い中国は、米国にとっての貿易投資面での

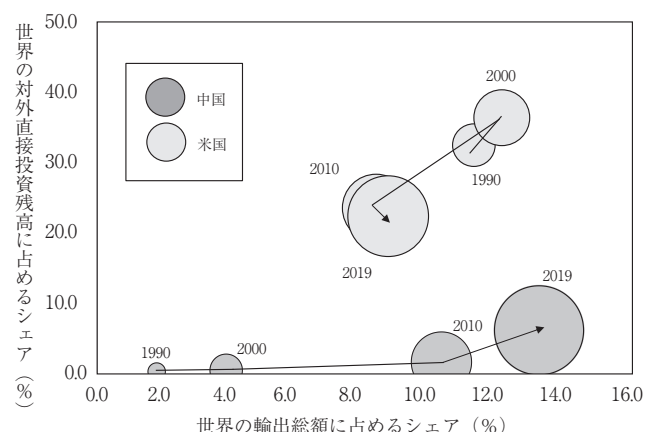
図表Ⅲ-7 米中間の第1段階の経済・貿易協定の概要

章	内容	進捗(2020年)
1. 知的財産権	両国間で商業秘密の保護、特許期間の延長、医薬品関連の特許、商標、地理的表示、模倣品・海賊版の取り締まりなどに関するルールを決めるとともに、エンフォースメントを強化。	○1月 協定署名 ——新型コロナ感染拡大により協議中断
2. 技術移転	技術移転を市場参入や行政承認の条件とすること、および政府による外国技術の取得を目的とした対外投資を禁止。また、全ての法執行と行政手続が中立、公平、透明、無差別的であることを確保。	○1-3月の対米輸入実績が目標水準を下回り米国が不満表明、中国は不可抗力条項(第7.6条2項)の援用に言及するも正式に要請せず
3. 食品・農産品の貿易	中国は農産物と食品の輸入に対する非関税障壁を低減し、製品の輸入を拡大。また、穀物の関税割当の管理方法を改善。	○4月 中国が農産物の輸入加速を検討中との報道
4. 金融サービス	中国は金融サービス分野における公平、有効、無差別的な市場参入原則を徹底し、2020年4月1日までに証券や保険などの外資出資上限を撤廃。	——協議再開——
5. マクロ経済政策、為替レート、透明性	両国が相互の金融政策の自主性を尊重することを前提に、為替操作を回避するためにIMFの関連規定を順守。市場原理に基づく為替レートの決定原則を守り、通貨安政策を控え、輸出競争力強化を目的とした目標為替レートの設定を行わないものとする。	○5月 両国が履行のための努力を再確認 ○6月 外相会談で中国が合意履行を改めて約束
6. 貿易の拡大	米国: 通商法301条に基づく追加関税を一部低減(リスト4Aを15%から7.5%へ)する。 中国: 2021年までの2年間で、2017年の輸入実績を基準に、米国から2,000億ドル以上追加輸入。	
7. 二国間の評価と紛争解決	本協定の実行を確保するため、両国による貿易枠組みグループを設立。また、米財務長官と中国副首相によるマクロ経済対話を再開。	
8. 最終規定	協定は署名後30日以内に施行。相手国への通知により協定からの離脱が可能。	

[資料] 米国通商代表部、中国財務部、「ビジネス短信」(ジェットロ)、各種報道から作成

主要な通商相手国となるとともに、世界経済に与える影響力も増大した。中国の世界貿易に占めるシェアは2000年からの10年間で倍以上に拡大するとともに、対外投資資金の出し手としての地位もこの間大幅に上昇した(図表Ⅲ-8)。一方で近年の成長鈍化を受け、中国は新たな成長モデルを模索すべく2015年に「中国製造2025」を掲げた。この政策が技術の囲い込みを狙っているとの懸念から、米国は従前にも増して中国に対して、世界経済に与える影響力に見合った国際ルールの順守とさらなる貿易投資上の障壁撤廃を要求するようになった。その手法として、現政権は制裁的な一方的措置を採用してきた経

図表Ⅲ-8 貿易投資における米国と中国の立ち位置



[注] バブルの大きさは名目GDP(購買力平価ベース)を示す。  
[資料] IMF、WTO、UNCTAD データから作成



緯がある。さらに2020年の新型コロナ感染拡大を受け、予防ワクチン開発でも両国の攻防が激化するなど、新たな争点も浮上する。USTRは2020年5月に議会へ提出した「中国に対する米国の戦略的アプローチ」と題した報告書の中で、経済・貿易協定下で両国の貿易投資関係の課題解消に努めているとしつつ、結論としては長期的な戦略競争が続くとの見方を示した。

今後の交渉手法に現政権との差異が出る可能性はあるものの、戦略的競争相手国である中国に対する米国の基本的な見方は大きく変わらないとみられる。2020年秋の大統領選に向けては4月に、バイデン前副大統領が民主党の候補としての指名獲得を確実とした。同氏は通商政策に関し、オバマ路線を継続し市場開放や自由貿易推進を打ち出しつつ、労働や環境のルール強化を図るとみられている。例えばTPP11については、労働組合や環境保護団体の意見をより汲み取るべく再交渉する意向も示している。元来、労働組合を支持基盤に持つ民主党自体は通商政策に関しては保護主義的な傾向にある。トランプ政権以前から、中国との貿易赤字は大きな課題であり、近年中国が重要な先端産業で支配的地位を占めることに対する警戒感は今後一層強まる可能性もある。現在は小康状態となった米中貿易摩擦であるが、輸出・投資規制を含めた対中策が今後も厳格化される方向性には変更がないとの認識が共有されている。

なお米国は、中国のみならず欧州に対しても対抗姿勢を強めてきた。本節（3）でみるように、2019年中はWTOで15年続く航空機紛争を背景に関税引き上げの応酬に発展したほか、フランスや英国が導入を予定するデジタル課税に対しては、通商法301条を根拠とした輸入制限も示唆するなど対立が深まる場面が増えている。

#### ■安全保障を背景とした貿易投資規制の強化

追加関税とともに、日本企業のビジネスに大きな影響を及ぼし得るのが、米国による貿易投資規制の強化である。米国は2018年8月、2019年国防権限法（NDAA）の一部として「輸出管理改革法」（ECRA）と「外国投資リスク審査現代化法」（FIRRMA）を盛り込み、輸出管理と対内直接投資への規制を強化する方向で更新した（図表Ⅲ-9）。この背景には、技術進歩に伴い民生用と軍事用の技術の境目が曖昧になる中、米国の安全保障にとって重要な技術の国外流出を厳格に管理すべきであるとの問題意識がある。この懸念の筆頭にあるのが中国の存在である。ECRAもFIRRMAも、米中両国で事業展開する日本企業の技術や情報管理に大きく影響するものとして関心が高まっている。

ECRAに基づき、現行の輸出管理規制で対象となっていた、軍事転用可能な製品・技術・ソフトウェアに加え、

「新興技術」と「基盤的技術」にまで対象が拡大した。対象となる技術の詳細について法制化プロセスが続いている。ただ、対象技術範囲の決定に時間がかかっており、その不確実性から自社製品が該当するかどうか不安視する声が出ている。先行して手続きが進むのが「新興技術」の方で、商務省の安全保障・産業局（BIS）が2018年中にAIやバイオテクノロジーなど14の分野を例示列挙し、2019年1月までに246件のパブリックコメントが寄せられた。多くの企業が、定義を明確かつ安全保障上の脅威に関するものに厳に限定すべきとしている。産業界からのこうした強い懸念もあり、ECRAが成立して2年近く経つが、いまだ定義は発表されない。「基盤的技術」に関しても、半導体や工作機械などを念頭に置いているとみられるものの、手続きが進んでいない状況である。一方で既に2019年以降、米国は中国企業を中心に、輸出規制の対象を広げ続けている。2020年8月現在、ファーウェイと関連114社が、商務省が管理するエンティティー・リスト<sup>2</sup>に掲載されており、これらへの米国製品の輸出は原則不許可とされる。

ECRAで新興・基盤的技術とされるものは、FIRRMAで新たに投資審査の対象となる分野としても適用される。FIRRMAに関しては、2018年11月から一部試験導入されていたパイロットプログラムを引き継ぐかたちで、財務省が2020年2月に最終規則を施行した。米国では、外国投資委員会（CFIUS）が審査を行うが、その審査対象がFIRRMAによって拡大された。今後は、米軍施設に隣接する不動産の購入や、米国企業が保有する重要技術へのアクセスが可能になる投資も審査対象となる。財務省によると、CFIUSによる審査は増加傾向にある（本節（4）参照）。外国企業が事前に自主的に届け出ることによって、CFIUSの承認を得ようとする動きが拡大した可能性がある。事前届け出が承認された投資案件は再審査の対象から外れるためである。また、審査の結果CFIUSが必要と判断した場合に行う追加調査の件数も2018年には159件となり、2015年の66件から倍増した。

政府調達の制限に関しては、2020年8月以降、ファーウェイやZTEなどの製品や技術を用いる企業に対しても、米国政府との契約が禁止される。情報漏洩を警戒し公私ともに中国企業との取引を遮断したかたちである。米国官庁と取引がある、もしくはこれから取引を予定する企業は、自社の取引先が、対象となる機器やサービスを使用していないか否か気を配る必要がある。実際2019年11月には、米国連邦通信委員会が、米国の通信ネット

2 エンティティー・リストは、輸出管理規則（EAR）の下、大量破壊兵器拡散の懸念がある事業者や、米国の安全保障・外交政策上の利益に反する事業者を掲載したものだ。

図表Ⅲ-9 2019年度国防権限法（NDAA）に基づく輸出投資規制の概要および2019年以降の具体的措置

	輸出管理法 (ECRA)	外国投資リスク審査現代化法 (FIRRMA)	政府調達管理 (NDAA889条)
概要	「新興技術」(AIなど14の技術を想定)および「基盤的技術」を、米国からの直接・間接の輸出規制対象に追加。	外国資本による米国への投資を審査する外国投資委員会(CFIUS)の権限を強化。	政府が指定する製品・サービスの①米国政府による調達、②これら製品を主要な要素として利用している企業と米国政府との間の契約を禁止。
施行時期	不明(2019年1月にパブリックコメント締め切り)	2020年2月	①:2019年8月 ②:2020年8月
具体的な施策	輸出管理規則(EAR)の下で管理されている商務省規制品目リスト上の品目については、商務省産業安全保障局(BIS)からの事前許可が必要。「新興技術」と「基盤的技術」については、特定の規則案を発表する形でECRAの権限を執行する見込み。	1.審査対象の拡大 2.審査期間の延長 3.事前届出制度の新設 4.審査手数料の導入 5.同盟国や州政府など他の政府機関との情報共有	規制対象は、ファウエイを含む中国企業5社のビデオ監視装置と通信機器、同企業が提供または同企業製品を利用するサービス、国防長官が指定する中国政府による支配や関係のある企業が提供する電気通信・ビデオ監視機器またはサービス。
影響を受けるビジネス	・在米日本企業による米国への輸出 ・日本企業による、諸外国から第三国への輸出 ・日本企業による、米国以外の外国籍者への技術開示	・日本企業による米国への投資 ・日本企業による米国事業の売却	中国企業の部品や技術を使用する日本企業による米国政府との取引

年	月日	概要
2019	5月15日	【輸出管理】商務省、ファウエイと関連68社をエンティティ・リスト(EL)に追加
	5月15日	【輸出管理】商務長官が安全保障上の懸念があると判断した場合、外国の敵対者が関わる情報通信技術やサービスの取引を禁止する大統領令に署名
	8月13日	【政府調達】889条に基づきファウエイなど中国ハイテク5社などからの政府調達を禁止
	8月19日	【輸出管理】商務省、ファウエイ関連46社を新たにELに追加
	9月17日	【投資規制】財務省、FIRRMAの規則案を発表
	10月7日	【輸出管理】商務省、中国の自治体や企業など28団体をELに追加
	11月22日	【政府調達】米国連邦通信委員会(FCC)、補助金を利用したファウエイやZTEの製品・サービス購入を禁止
2020	1月9日	【輸出管理】商務省、地理空間画像分析用のAI技術を輸出管理対象に追加
	2月13日	【投資規制】財務省、FIRRMAの最終規則を施行
	3月6日	【投資規制】2018年9月に買収を完了させた中国企業に対し、米IT企業ステインタッチの売却を命令
	4月26日	【輸出管理】中国、ロシア、ベネズエラにおける軍事用途、軍事最終需要者への輸出許可の手続きを厳格化と「軍事用途」の定義拡大
	5月15日	【輸出管理】商務省、ファウエイと関連114社への輸出管理を強化、米技術を用いた米国外製品も対象に含める
	5月22日	【輸出管理】商務省、中国の政府系団体やAI関連企業など33組織体をELに追加

〔注〕 網掛けは中国に関連した措置。

〔資料〕 米大統領府ウェブサイトおよび「ビジネス短信」(ジェットロ) などから作成

ワークにとって安全保障上の脅威となる企業からの調達を一部停止する規制を採択した。これにより、通信事業で補助金を受ける米国企業は、ファウエイやZTEなどの新規契約を禁じられる。

一連の輸出管理や投資規制は、現政権下で大幅に強化された。土台にNDAAが存在する以上、仮に今後の運用や法解釈に異なる判断が加えられる余地があろうとも、本質は法律自体が修正されない限り変わらないとの見方が大宗である。いまだ不透明な部分の多い各規制に当面とるべき対策としては、ECRAやFIRRMAの対象になり

そうな自社の事業に関する確認を行い、リスクを洗い出すことが必要であると専門家は指摘する。併せて、事業全体を統括する幹部の研修や、場合によっては社内体制の再編を検討し米国と中国の事業を分断することも有用とされる。これにより、輸出管理や投資審査に対するコンプライアンス順守を確保しやすくなるとの指摘がある。

### ■二国間FTAを志向する現政権

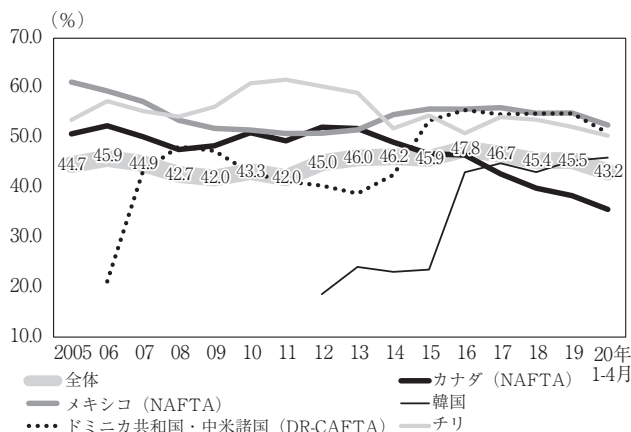
米国にとってFTAなどの貿易協定は、重要な経済外交のツールであるといえる。古くは共産圏への対抗の意味合いが強かった米国の貿易協定であるが、1980年代からは米国の輸出増を達成する経済的な目的で用いられるようになった。米国のFTAは、時勢によって二国間か複数国間のどちらを志向するか、または相手国の選定基準も変わってきた。現政権においては明確に、貿易不均衡の是正を目的に二国間主義への転換がなされ、米国第一主義をより前面に押し出すようになった。日本や英国との二国間協定推進もこうした政権の姿勢を反映している。新興国との間でも、例えばインドやブラジル、さらにはサブサハラでは初の相手国となるケニアとの二国間FTA交渉に意欲をみせている。さらに、25年続いていたNAFTAを一新し、原産地規則やルールを大幅に変更するかたちでUSMCAが2020年7月に発効した。

国際貿易委員会(ITC)によると、FTAを用いた米国への輸入額は2019年に8,751億ドルとなり、輸入総額の45.5%を占めた(図表Ⅲ-10)。輸入におけるFTA利用率は、メキシコ、韓国、チリなど多

くの相手国で4割を超えるなど、米国でFTAがよく利用されていることが分かる。特に韓国とのFTAは、2016年を境に利用率が大幅に上昇し、2019年通年では過去最高となる45.4%を記録した。2012年の協定発効から4年間維持されていた乗用車への関税2.5%が撤廃され、韓国工場から米国市場へのアクセスが改善したことを反映している。一方、カナダからの輸入におけるNAFTA利用率は徐々に下降しつつある。とりわけ2016年以降の利用率低下が目立つことから、拡大ITAを中心とした米国側の一般関税率引き下げ、あるいは民間航空機貿易に関する



図表Ⅲ-10 米国の輸入におけるFTA利用率



〔注〕①FTAを利用した金額の多い上位5カ国・地域。②発効月にかかわらず年計値を使用して算出。  
〔資料〕米国国際貿易委員会データから作成

協定<sup>3</sup>などFTA以外の枠組みの利用増、カナダからの輸入における有税品目から無税品目への切り替えといった要因が想定される。実際に拡大ITA品目のカナダからの輸入は、2016年を底に増加を続けている。

日本との関係では、2020年1月に日米貿易協定が発効した。USTRは先述の「2020年通商政策課題」の中で日本との関係につき、現在の協定を基盤としつつ、関税やサービス・投資分野を含む包括的な貿易協定に取り組むとしている。

### (3) 正念場を迎える英EUの将来関係交渉

#### ■英国のEU離脱問題

英国は2020年1月31日、およそ2年半に及んだ交渉の末、正式にEUを離脱した。英国のEU離脱交渉では、英国の秩序だった離脱(orderly exit)を実現するため、①双方市民の権利保障、②英国のEU拠出金の清算、③北アイルランドの国境管理問題などが協議された。その交渉結果は「離脱協定」にまとめられ、離脱後の英国とEUの将来関係の大枠を定める「政治宣言」が附属書として添付された(図表Ⅲ-11)。

政治宣言を受けて、英国とEUは2020年3月、将来関係に関する交渉を開始した。交渉は経済関係から社会保障協力まで幅広い分野を対象とするが、特に鍵を握るのが通商関係である。離脱協定は、英国がEU離脱後も2020年12月末までEU法を適用する「移行期間」を定める。英国は移行期間中、EUの単一市場と関税同盟にとどまることから、英国とEUの通商関係に変化は生じない。他

図表Ⅲ-11 英国とEUの交渉の流れ

交渉	年	月日	概要
離脱交渉	2017年	3月29日	英国、正式にEU離脱を通知。
		6月19日	英国のEU離脱交渉が開始。
	2018年	11月14日	欧州委員会、交渉妥結を欧州理事会に報告。
		11月25日	欧州理事会、離脱協定案を承認。
	2019年	1月15日～3月29日	英国下院、3度にわたり離脱協定案を否決。英国政府は当初の離脱期限(2019年3月29日)を4月12日に延期することを要請。
		4月5日	英国、離脱期限の再延期を要請。
		4月10日	欧州理事会、最長10月31日まで離脱日の延期に合意。
		7月24日	英国で、離脱協定案の再交渉を主張するボリス・ジョンソン政権が誕生。
		10月17日	英国とEU、新たな離脱協定案と政治宣言に合意。欧州理事会は修正離脱協定案と修正政治宣言を承認。
		10月29日	欧州理事会、英国側による離脱期限の再々延期要請を受け、離脱期限を最長2020年1月31日まで延長。
2020年	12月12日	ジョンソン首相、英国下院の解散総選挙で圧勝。与党・保守党が単独過半数を獲得。	
	1月23日	英国下院、修正離脱協定案に対応する国内法を承認。英国側の協定案の承認手続きが終了。	
	1月31日	英国、EUを正式に離脱。翌日より移行期間が開始。	
	3月2日	英EUの将来関係交渉が正式に開始。交渉の第1ラウンド(3月2～5日)が開催。	
	4月20日～6月5日	同交渉の第2～4ラウンドが開催。	
	6月15日	英国とEU、首脳会談で7月から9月にかけて交渉を継続することに合意。また移行期間を延長しないことも確認。	
将来関係交渉	12月31日	移行期間が終了予定。	

〔資料〕欧州委員会、英国政府などから作成

方、英国とEUは移行期間終了までに新たな通商関係に関する協定に合意し、その協定を発効させないと、双方はWTOルールの下で貿易を行うこととなる。このWTOシナリオと呼ばれる局面では、英国EU間でWTO関税や通関手続きが復活することから、経済的混乱は避けられないという見方が大半を占める。

英国とEUは将来関係の交渉開始に先立つ2020年2月、それぞれ交渉指針を公表した。さらにEUは3月、英国は5月にそれぞれ将来関係に関する協定案を発表した。この交渉方針と協定案を比較すると、両者の交渉アプローチや交渉目標に大きな差がみられる(図表Ⅲ-12)。まず交渉方法について、英国は通商分野をそれ以外の分野から切り離し、前者については包括的な自由貿易協定(CFTA)の締結を目指す。他方、EUはFTAを含む全ての交渉分野を1つのパートナーシップ協定の下で規定するアプローチをとる<sup>4</sup>。通商交渉を急ぐ英国に対し、EUは幅広いパートナーシップの構築に向けて、全ての分野での合意が必要であるとの姿勢を崩さない。

3 WTO協定附属書IVに含まれる、政府調達協定と同様の選択受諾方式の協定。民間航空機やその部分品の貿易自由化を目的とする。2020年6月現在、32カ国・地域が加盟。



図表Ⅲ-12 英国とEUの通商分野における交渉方針

	英国	EU
全体交渉方針	・通商関係は包括的な自由貿易協定(CFTA)を通して規定する。 ・FTAで規定されない漁業、航空、エネルギーなどの分野については、分野ごとに個別の協定を締結する。	・通商関係を含む全ての分野を一つのパートナーシップ協定の下で規定する。 ・全ての分野を並行して交渉する。
物品貿易		
関税・数量制限	・全ての品目につき、関税と数量制限を撤廃する。	・全ての品目につき、関税と数量制限を撤廃する。ただし公平な競争水準が確保されることを条件とする。
原産地規則	・日EU・EPAなど近年EUが締結したFTAを参考に原産地規則を規定する。 ・原産地証明手続きの電子化メカニズムを立ち上げる。 ・継続協定を締結した国・地域に対して対角累積規定を適用する。	・EUの標準的な原産地規則に基づいて、規定する。
貿易の技術的障害(TBT)	・WTOのTBT協定をベースに、近年EUが締結したFTAと並ぶかたちで、ルールを規定する。 ・双方の強制規格の同等性を承認する枠組みを確立する。	・WTOのTBT協定をベースに、より高度なルールを規定する。 ・また双方のTBT措置に対し懸念を表明する仕組みやTBT措置に関する情報発信をする仕組みを設ける。
衛生植物検疫措置(SPS)	・WTOのSPS協定をベースに、近年EUが締結したFTAと並ぶかたちで、ルールを規定する。 ・双方のSPS措置の同等性を承認する枠組みを確立する。	・WTOのSPS協定をベースに、より高度なルールを規定する。 ・情報交換などを通じた自発的な規制協力を行う。
サービス		
全体	・多数の分野において、バランスの取れた相互的な自由化を進める。具体的には市場アクセス、内国民待遇、商業拠点の設置要求の禁止などを規定する。 ・最恵国待遇条項を設け、双方の市場開放度が常に最も高度なものになるようにする。(注②)	・既存のEUのFTAを考慮しながら、WTOの水準を超える自由化を目指す。 ・多数の分野において、実質的に全ての差別的措置の撤廃を目指す。他方、公的サービスへの適用除外規定など例外や制限についても適切に設ける。
金融サービス	・規制協力に向けて、適切な協議を行う。また金融免許の同等性認証の撤回が行われる際には、適切な協議や手続きを踏む。	・英国の金融ライセンスに関する同等性の評価は、EUの一方的な判断により決定される。

[注] ①太字は特に交渉方針の違いが見られるカ所を示す。②ただし、英国は協定草案の中で、サービス・投資分野における最恵国待遇条項の挿入を保留するとしている。

[資料] 欧州委員会、英国政府から作成

図Ⅲ-13 EUが提案する公平な競争条件

対象分野	アプローチの特徴	EU法と英国法の緊密度
・国家補助金	・英国はEU法を適用する。 ・EUが新たな立法を行った場合、当該法律は英国にも適用される。	高
・環境・健康 ・労働者の権利と社会的保護 ・気候変動対策	・移行期間終了時の水準を下回る規制変更を禁止する。 ・将来、EUと英国の双方が規制水準を引き上げた場合、相手国・地域の規制水準を下回る規制変更は禁止される。	↑ ↓
・国際課税(課税逃れに対する政策)	・移行期間終了時の水準を下回る規制変更を禁止する。	

[注] ①本表は主要な分野を抜粋したもので、協定草案が取り扱う全ての項目を網羅しているわけではない。②本表には記載されていない企業合併など狭義の競争政策について、EUはEU法の関連規定をパートナーシップ協定上の義務に置換するかたちで、英国にEU法の間接的な適用を求めている。

[資料] 欧州委員会から作成

通商分野について、両者はFTAを締結し関税や数量制限の全廃を目指す方向で一致している。しかしEUがそ

の条件として「公平な競争条件」(level playing fields)の確保を英国に要求しており、これがFTA交渉上の最大の論点となっている。EUは、立法権を回復した英国がEU法と乖離するかたちで国内規制の緩和を行うことで、英国企業の競争力が相対的に高まることを懸念する。例えば、これまでEU法が適用されていた環境分野で英国が独自に規制緩和を行う場合、英国企業の規則遵守コストがEU企業に比べて低下する。この時、英国企業が関税や数量制限を受けずにEU市場にアクセスできるようになれば、EU企業は不利な競争環境にさらされかねない。こうした懸念から、EUは英国に対して、EU市場を開放することと引き換えに、競争条件を歪曲するような規制緩和を行わないことを法的に義務付けようとする。

EUは公平な競争条件の確保に向けて、英国の国内法とEU法との関係を分野ごとに規定することを協定案で提案する(図表Ⅲ-13)。中でも最も厳格なのが、将来にわたり英国にEU法の適用を要求する規定である。この規定は国家補助金の分野で主張されており、英国はEU法に基づき補助金政策を実施することが義務付けられる。また、英国内で適用されるEU法にはEU司法裁判所の管轄権が及ぶことも確認されている。英国はEU離脱の目的として、独自の立法権の回復やEU司法裁判所の管轄権の排除を挙げており、この規定はそのレッドラインを超えたものといえる。他方、英国のジョンソン首相は国家補助金について、WTOの枠組みに基づいた全く新しい補助金政策を行うとしており、両者の主張は真っ向から対立する。その他、EUは環境・健康、労働者の権利・社会的保護などの分野においても、実質的にEUと英国の規制水準の連動を求めるルールを提案する。こうしたメカニズムを通して、EUは英国法とEU法の関連規制の緊密度を発展的に維持する狙いがあるとみられる。

英国とEUは当初、将来関係交渉について、2020年6

4 ただしEU側は英国の提案を受け、外交政策、安全保障、防衛における協力については将来関係に関する交渉の対象から外し、別途協議することで合意した。

月までに大筋合意に達することを目指していた。しかし両者は通商分野に加えて、漁業や司法協力など他分野でも実質的な進展がみられないとし、2020年6月15日に開催された英EU首脳会談で、交渉を9月まで継続することに合意した。他方、同首脳会談では、2020年12月末に終了する移行期間を延長しないことも確認された。移行期間の満了が迫る中、英国とEUの将来関係交渉の先行きは依然として不透明な状況が続く。

## ■新体制を迎えたEU

欧州委員会は2019年12月、フォン・デア・ライエン新委員長を迎え、新体制を発足させた。同委員長は新たな通商政策の最優先事項として、ルールに基づく多国間貿易体制の堅持を挙げる（図表Ⅲ-14）。WTOの紛争解決制度が麻痺する中、紛争相手国が紛争解決手続きを逃れ、一方的な措置をとることへの警戒が背景にある。EUはまずWTOの紛争解決制度の維持に向けて、2020年4月、有志国と共に暫定上訴制度の運用を開始した（第Ⅲ章2節参照）。さらにEUは紛争解決手続きを無視する国々に対して、対抗措置の強化を進める。現行のEU規則によると、欧州委員会が紛争相手国に追加関税などの対抗措置を発動するためには、WTOの紛争解決手続きを完了させなければならない。しかし上級委員会が機能しない現在、相手国はあえて上訴をすることで、紛争解決手続きを事実上停止させることが可能になる。欧州委員会はこの抜け穴を埋めるため、相手国の協力が得られず、紛争解決手続を

図表Ⅲ-14 EUが掲げる通商政策の基本方針

項目	概要
ルールに基づく多国間貿易体制の強化	
WTO改革	補助金や技術の強制移転、また紛争解決制度などに関するWTO改革を主導し、2022年までに包括的な合意を目指す。
電子商取引交渉	データの利活用を一層促進するため、WTOにおける電子商取引交渉を加速させる。
不正な貿易慣行への対処	・戦略的な資産と技術の防衛
対抗措置の強化	紛争解決手続きに応じないWTO加盟国やFTA締結相手国に対して、EUが対抗措置を取るための条件を緩和する。
投資スクリーニングの強化	投資スクリーニング制度の運用を通して、外国投資自由化とのバランスを図る。また全ての加盟国に同制度の導入を促し、加盟国間で投資スクリーニング制度の運用体制を強化する。
持続可能な開発と気候変動対策	
FTAルールの履行に向けた監視の強化	既存のFTAで定められた環境や労働者の権利などに関する規定について、締結相手国によるルール遵守を促すため、新たに最高貿易執行責任者(a Chief Trade Enforcement Officer)を任命し、ルールの履行状況を監視する。
炭素国境調整メカニズムの導入	2021年までにWTO協定と整合性を保つた炭素国境調整メカニズムの草案を示す。

〔資料〕 欧州委員会から作成

完了できない場合に限り、独自の対抗措置を発動できるよう、上記規則の改正を進める。

またEUはこれまで締結してきたFTAのルール遵守にも力を入れる。EUはFTAを通して、気候変動に向けた取り組みや労働者の権利保護、ジェンダー平等など、持続可能な成長の実現を目指したルール形成を進めてきた。新体制下ではこうしたFTAルールの遵守を促すため、FTA締結相手国の遵守状況を監視する最高貿易執行責任者（a Chief Trade Enforcement Officer）が設置された。最高貿易執行責任者は欧州議会に対して、関係国によるルールの遵守状況などを報告する。EUは紛争解決制度などを用いて、非遵守国に義務の履行を促すとしており、EUの通商政策は法的措置に裏打ちされた、より実効的なものになるとみられる。

こうした姿勢は米国との関係にも表れている。航空機補助金紛争はデジタル課税等と共に、欧米関係に大きな

図表Ⅲ-15 米国とEUのWTOにおける航空機補助金紛争の流れ

年月	米国→EU (DS316)	年月	EU→米国 (DS353)
2004年10月	米国、EUに協議を要請。	2005年6月	EU、米国に協議を要請。
2005年5月	米国、パネルに紛争を付託。	2006年1月	EU、パネルに紛争を付託。
2010年6月	パネルがEUの補助金協定違反を認定。	2011年3月	パネルが米国の補助金協定違反を認定。
2011年5月	上級委員会がEUの補助金協定違反を認定。	2012年3月	上級委員会が米国の補助金協定違反を認定。
2016年9月	原審の勧告を受けてEUが実施した措置について、パネル (DSB21.5条) が不十分と認定。	2017年6月	原審の勧告を受けて米国が実施した措置について、パネル (DSB21.5条) が不十分と認定。
2018年5月	原審の勧告を受けて米国が実施した措置について、上級委員会 (DSB21.5条) が不十分と認定。	2019年3月	原審の勧告を受けて米国が実施した措置について、上級委員会 (DSB21.5条) が不十分と認定。
2018年7月	米国、WTO仲裁廷 (DSB22.6条) に対抗措置の承認を申請。	2019年4月	EU、対米追加関税措置の対象候補となる暫定品目リストを公表。
2019年4月	米国、対EU追加関税措置の対象候補となる暫定品目リストを公表。	2019年6月	EU、WTO仲裁廷 (DSB22.6条) に対抗措置の承認を申請。
2019年10月	仲裁廷が75億ドル相当の追加関税賦課を承認。米国、EUの大型民間航空機に対して10%、ワインやチーズなどEU産品に対して25%の追加関税賦課を開始。	2020年後半	仲裁廷はEUによる対抗措置を承認する見通し。
2019年12月	原審の勧告を受けてEUが実施した措置について、パネル (DSB21.5条) が再び不十分と認定。		
2020年3月	米国、大型民間航空機に対する追加関税率を15%に引き上げ。その他、25%の追加関税の対象となるEU産品のリストを一部変更。		
2020年6月	米国、追加関税の対象品目を拡大することに關するパブリックコメントの募集を開始。		

〔注〕 網掛けは対抗措置が発動されたまたはされる見通しのカ所を示す。

〔資料〕 WTO、「ビジネス短信」（ジェットロ）から作成



影を落とす通商課題となってきた。米国とEUはそれぞれエアバス社とボーイング社に対する補助金がWTO補助金協定に違反すると主張し、2004年からWTOで争ってきた(図表Ⅲ-15)。特に米国は2019年10月18日、WTOから約75億ドル相当の対抗措置の承認を受けたことで、EUから輸入される大型民間航空機に対して10%、ワインやチーズなどEU産品に対して25%の追加関税賦課を開始した。さらに米国は2020年3月18日、大型民間航空機に対する追加関税を15%に引き上げるなど、EUへの圧力をかけ続ける。対するEUは交渉による解決を呼びかけつつも、2020年4月には米国産品に対する追加関税品目の暫定リストを発表するなど、対抗措置をとる姿勢もみせる。両者は新たな貿易協定の交渉を控えているが、今後EUが米国に対する対抗措置を発動すれば、同交渉の進展にも大きな影響を与えることが予想される。

#### ■英国、新たなMFN税率を発表

EUを離脱した英国はグローバル・ブリテンとして、世界の自由貿易体制の強化に向けた姿勢を打ち出す。国際通商省は2020年5月19日、これまで準拠してきたEUの共通関税に代わる英国独自の関税率を発表した<sup>5</sup>。新たな関税率は移行期間終了後から適用が始まる。新関税率の適用に伴い、英国の平均実行MFN税率は7.2%から5.7%に引き下げられ、無税となる関税分類品目(タリフライン)の割合も27%から47%に上昇する。一方、国内産業を保護するため、自動車やセラミック製品、畜産物などの関税は維持される。

WTOにおける自由化約束の交渉も継続する。英国は2018年に物品とサービスの自由化約束の修正をWTOに申請した。英国は物品の自由化約束(譲許表)で定められる関税率について、EUの共通関税を踏襲するとしている。また、農産品に係る輸入割当の設定について、英国とEUはEU28として設定していた輸入割当枠を案分することで対応することを提案する。しかし輸入割当の設定については、他のWTO加盟国との協議が難航しており、2020年7月時点でも交渉は継続している。さらに英国はサービス分野の自由化約束について、ロシアとの交渉を残すのみとしている。

この英国のWTO自由化約束が正式に発効するためには、全WTO加盟国による承認(certification)が必要である。ただし英国がEUの関税同盟を離脱する移行期間終了時まで承認が得られない場合でも、上記譲許表を暫定適用することはWTO法上可能である。実際これまでも、

EUの加盟国が新規に増える時などに、新たな譲許表の暫定的な運用が行われてきた経緯がある。よって、英国のWTOにおける自由化約束に空白が生じることはなく、実務上の問題は生じない見通しである。

## (4) 外国投資規制強化の世界的潮流

### ■世界で導入・強化が進む投資スクリーニング制度

安全保障を取り巻く環境が厳しさを増す中、各国政府は安全保障上の利益と外国投資がもたらす経済的利益を調整する必要に迫られている。こうした中、2010年代から世界各国で、特定国を念頭に安全保障を理由とした外国投資規制の強化が相次ぐ。その規制手段として導入・強化が進むのが、外国投資の事前審査制度(以下、投資スクリーニング制度)である。一般的に、ある外国投資が事前審査の対象となる場合、その外国企業(投資家)は審査当局に企業情報や事業計画などを含む事前届出をする義務を負う。当局は外国企業が届け出た情報に基づき、当該投資が自国の安全保障や公の秩序などに与える影響を審査し、当該投資の承認の可否を決定する<sup>6</sup>。仮に外国企業が当局の承認を得ずに投資を実行した場合、投資の根拠となる契約が無効になったり、行政罰・刑事罰が科されたりすることもある。

投資スクリーニング制度は、特定の分野における投資禁止や出資制限などと異なり、明確に外国投資を制限・禁止するわけではない。しかし審査当局は安全保障や公の秩序といった曖昧な概念に依拠した審査を行うことから、外国企業の予見可能性は低下しやすい。具体的な審査基準を公表する国もあるが、基準の解釈や適用は投資受入国の政治的な判断を伴うこともある。さらに、同制度の制度設計や法的位置づけは各国により大きく異なり、いずれの国においてもその全貌を把握するためには、政令など詳細な規定を複合的に参照しなければならない(図表Ⅲ-16)。

2019年末時点で、投資スクリーニング制度の導入国数は日本を含めて少なくとも30カ国に上る(図表Ⅲ-17)。導入国はこれまで外国投資の受け入れに積極的だった先進国に集中している。特にEUは加盟国にスクリーニング制度の導入を促しており、EU加盟国が導入国全体に占める割合も半数に達する。ただし近年は、ロシア(2017年、導入年)、南アフリカ共和国(2019年)、イスラエル

5 新たな関税率は実行関税(applied tariffs)との位置づけで、後述するWTO譲許表で定められた譲許関税(bind tariffs)の範囲内で適用される。

6 承認は投資内容の一部変更など条件を伴うことがある。また審査当局は外国企業による申請を待たず、一方的に事前審査を開始することもある。さらに事前承認を必要としない外国投資であっても、当局は事後的に審査を行う場合がある(事後介入方式)。

図表Ⅲ-16 主要国の投資スクリーニング制度

	主な根拠法令	主な審査当局	事前審査対象となる投資		事前審査期間 (注③)	審査基準の公表 (注④)
			業種・分野	株式所有率などの割合 (注②)		
オーストラリア	外資による取得および買収に関する法律	FIRB (外国投資審査委員会)	指定なし	5%以上	30日	公開
中国	反独占法、外商投資法など	NDRC (国家発展改革委員会)	指定なし	50%以上	50日	非公開
フランス	フランス通貨金融法典	経済・財務省	指定あり	25%以上	30日	公開
ドイツ	AWG (対外経済法)	経済・エネルギー省	指定あり(注①)	10%以上	3カ月	非公開
イタリア	法律2012年5月11日56号など	DICA (行政管理局)	指定あり	3%以上	45日	公開
日本	外国為替及び外国貿易法	財務省ほか、関係省庁	指定あり	1%以上	30日	公開
ロシア	連邦法第57-FZ号	FAS (連邦反独占局)	指定あり	50%以上	45日	非公開
米国	FIRRMA (外国投資リスク審査現代化法)	CFIUS (対米外国投資委員会)	指定なし	下限なし	45日	公開

[注] ①ドイツは全業種を対象とした事前審査制度と特定の業種に限定した事前審査制度の両方を有する。②投資分野により割合が異なる国については、最小のものを示す。③「事前審査期間」は各国法令の中で最も一般的なものを示す。延長期間を含まず、実際の審査期間はより短い場合もある。④「審査基準の公表」は安全保障や公の秩序などの解釈について、具体的な審査要素(factors)を公表しているか否かを示す。⑤暫定措置などによる一時的な基準などの変更は含まない。

[資料] Investment Policy Related to National Security: A Survey of Country Practices(UNCTAD)と各国の関連法令から作成

(2019年)なども導入を進める。世界の対外直接投資残高(2019年)に占める導入国の割合は6割超となっており、同制度が世界全体の外国投資に与える影響は大きい。さらに後述するとおり、同制度の強化が進んでいることから、審査自体も活発化している。(図表Ⅲ-18)。以下では特にスクリーニング制度やそれに類似する制度に注目し、近年の主要国における外国投資規制の動向を整理する。

### ■事前審査の指定業種・規模は拡大、審査の厳格化も

まず各国は事前審査の対象となる指定分野・業種を拡大し、外国投資規制の強化を進める(図表Ⅲ-19)。各国は指定分野・業種の選定に当たり、軍事・防衛分野、または公共の利益との関係性で判断していたが、インフラ分野の扱いには大きな相違があった。しかし外国企業が自国の重要インフラに関与することへの懸念が高まったことを受け、各国は対象とするインフラ分野の範囲を広げる見直しを進めた。さらに2010年代後半からは、事前審査対象にハイテク技術分野を含める動きも加速している。ハイテク技術は一国の産業基盤を形成するいわば国際競争力の源泉であることから、各国は事前審査を通してハイテク技術の国外流出を防ぐ狙いがある。

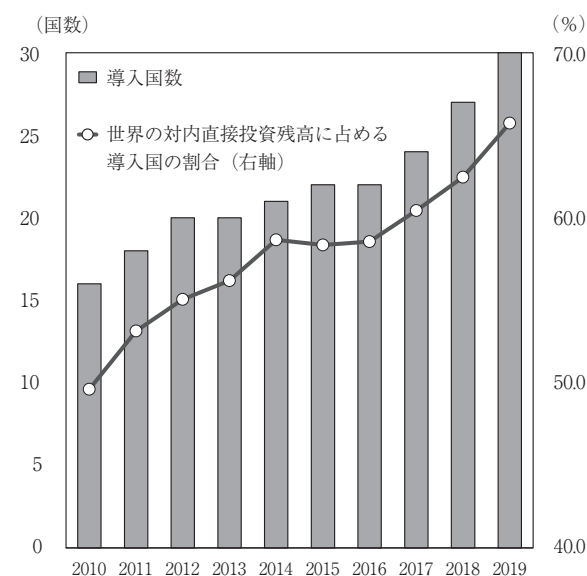
主要国の動向をみると、フランスは2014年にエネルギーや交通など重要インフラ分野を事前審査の対象に指定した。さらに同国は2019年1月と2020年4月に相次いで、AIやロボティクス、半導体などハイテク技術に関連する投資を事前審査対象に追加した。ドイツは2017年7月、新たに重要インフラ分野を指定し、同分野の投資に対しては、より厳格な基準で事前審査を行うことを決めた。また同国は2020年10月までに、新たにハイテク技術分野を含めて、事前審査の対象を拡大する見込みである。イタリアは2012年

5月に重要インフラ分野を、2017年以降に5Gを含むハイテク技術分野を相次いで事前審査の対象業種に指定している。

この3カ国の動きはEU全体に波及している。3カ国の提案が契機となり制定されたEU対内直接投資審査規則は、投資スクリーニング制度を運用するEU加盟国に対して、事前審査対象に重要インフラ分野やハイテク技術分野を含めるよう促す。EUでは既に15の加盟国が投資スクリーニング制度を導入しているが、同規則が2020年10月に全面適用されることに伴い、事前審査対象となる分野・業種を拡大する動きは一層広まるとみられる。

また米国は2018年外国投資リスク審査現代化法

図表Ⅲ-17 投資スクリーニング制度の導入国数

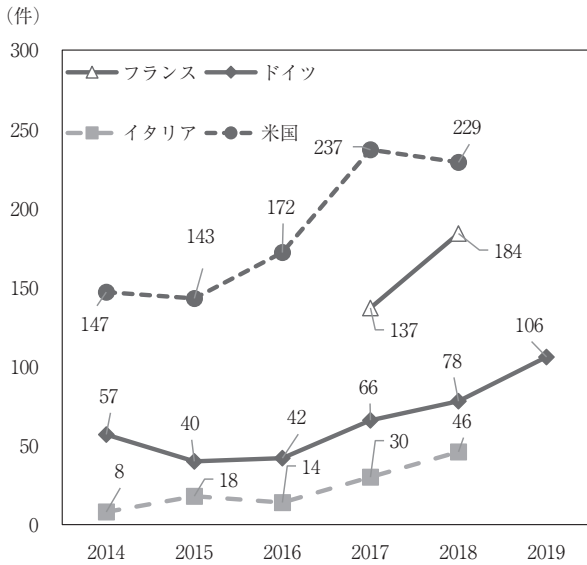


[注] ①導入国数と各国の導入年は UNCTAD と欧州委員会の発表を基に算出。②ベルギーはフランダース政府のみが投資スクリーニング制度を導入している。

[資料] UNCTAD、欧州委員会から作成



図表Ⅲ-18 主要国の投資スクリーニング件数



〔注〕 イタリアは事前通知数を示すため、実際の審査件数と一致しない可能性がある。  
〔資料〕 各国政府資料から作成

図表Ⅲ-19 事前審査の対象となる分野・業種

分野・業種	フランス	イタリア	ドイツ	(参考) 日本
軍事・防衛				
軍事・防衛に関する製造・技術	○	○	○	○
暗号解読などインテリジェンス	○			
民間セキュリティサービス	○			○
エネルギー生産・配給	○	○	○	○
水道事業	○	○	○	○
航空・交通	○	○	○	○
電気コミュニケーション、通信	○	○	○	○
農業、食糧供給、漁業	○	○	○	○
金融サービス・インフラ		○	○	○
健康・医療	○	○	○	○
ITインフラ、ソフトウェア開発	○	○	○	○
メディア（放送、出版）	○	○	○	○
宇宙活動、衛星	○	○		○
ハイテク技術・新興技術				
AI	○	○		
ロボティクス	○	○		
5G		○		
半導体	○	○		
クラウドコンピューティング	○	○	○	
量子科学	○	○		
個人情報へのアクセス		○		

〔注〕 ①表中の国は投資スクリーニング制度を有する国のうち、分野・業種別に審査対象を指定している国。②分野・業種の種類はUNCTADや各国の関連法令などを参考に作成。③網掛け部分は2018年以降に改正があった分野・業種を示す。④日本は2019年5月、半導体メモリメディア製造業を事前届出対象業種に指定している。⑤表は2020年6月末時点の情報に基づく。  
〔資料〕 National Security-Related Screening Mechanisms for Foreign Investment(UNCTAD)などを参考に、各国の関連法令に基づき作成

(FIRRMA)で、重要技術に関する投資を対象に事前届出の義務付けを決めた。この重要技術の中には輸出管理改革法で定められる新興技術や基盤的技術なども含まれる(第Ⅲ章2節参照)。英国も2018年6月にデュアルユース技術や量子科学技術、2020年6月にはAIなどに関連する企業買収の審査体制を相次いで強化している。

AIなどのハイテク技術の開発競争が激化する中、個人情報や技術情報などデータへのアクセスを伴う投資を審査対象に含める動きも加速する。上記EU規則は、個人データを含む機微情報へのアクセスやその管理も審査対象とするよう促す。また米国は2020年2月に施行したFIRRMAで米国人の機微な個人データを保有または収集する米国事業に対する投資についても事前審査の対象に加えている。

事前審査の対象をより小規模な外国投資に拡大する動きも加速している。投資スクリーニング制度では、議決権保有率など被買収企業の支配の程度を示す閾値(threshold)が設定され、その閾値を超えた投資が事前審査の対象とされる。各国はこの閾値を引き下げることで、より小規模な投資もカバーする。ドイツでは2018年12月、重要インフラやメディアなど特定の投資分野に限定して、閾値である被買収企業の議決権保有率を25%から10%に引き下げた。同国では2018年、中国国家電網(SGCC)が

国内送電事業大手50Hertzの株式20%を取得しようとしたが、当時の閾値が25%以上であり審査当局が介入できない事態が発生し、今回の引き下げに至った。またフランスも2020年4月から、閾値である被買収企業の議決権保有率を33.33%以上から25%以上に引き下げた。日本では2020年5月に施行された改正外為法で、上場企業の株式取得を行う外国投資のうち、発行済み株式総数の10%以上を所有する投資を事前届け出の対象としていたところ、その閾値を1%以上に引き下げている。

その他、投資スクリーニング制度の実効性を高めるため、フランスやイタリア、ドイツでは審査当局の権限を強化、さらには審査手続きに違反する企業に対する罰則規定を厳格化する動きがみられる。また米国やドイツなどでは外国投資形態の複雑化や審査件数の増加に伴い、審査期間を延長する動きもみられる。

投資スクリーニング制度の強化が進む一方、各国は審査が本来不要な外国投資について、事前届出の負担を軽減する制度構築も進める。例えばフランスは2019年1月、審査当局に事前承認の有無を照会するクリアランス制度の対象に、

外国企業のみならず被買収企業となる自国企業も含めるようになった。自社の株式や事業の売却が審査対象としないことを確認することで、被買収企業の予見可能性を高めることを意図したものである。ドイツでは軍事技術などの特定業種を除く全ての事業分野において、被買収企業の議決権25%以上を取得する外国投資が審査対象

となる。しかし審査当局は投資実行後でも、5年間にわたり審査を開始することが可能である。このため同国では、投資家の届け出に応じて、外国企業が審査当局に対して事前・事後審査の対象にはならないことを法的に確定する証明書の発行を行う。日本でも改正外為法で、事前届出免除制度が導入された。これに伴い、対内直接投資案件の大宗を占めるポートフォリオ投資等は一定の条件の下、事前届出を免除される。また事前審査の対象となる業種をコア業種とそれ以外に分別し、投資家の類型ごとに事前届出免除制度が弾力的に適用される予定である。

### ■投資スクリーニング制度導入・強化の動きは今後も加速

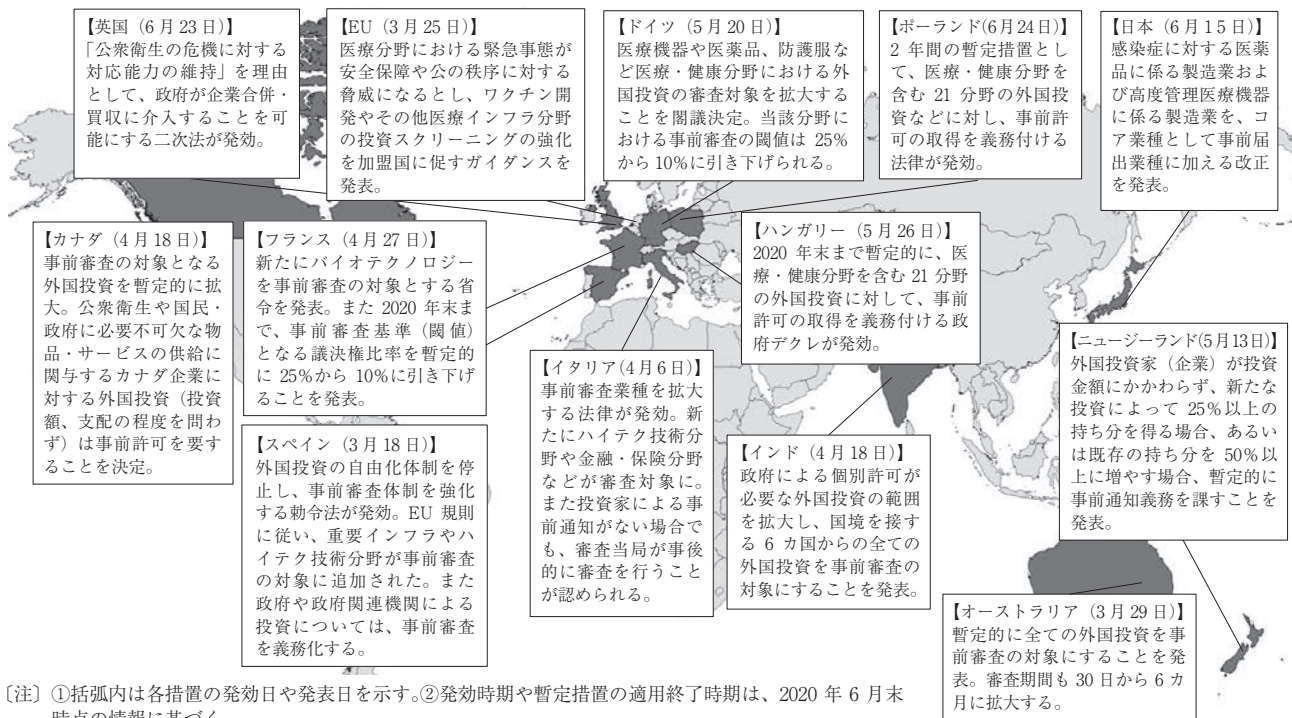
各国が安全保障と一体となった産業政策を打ち出す中、各国政府の政治的裁量を担保する投資スクリーニング制度は今後もより多くの国で導入・強化される見込みである。対外開放を進める中国は2020年1月に発効した外商投資法で、安全保障を理由とした投資スクリーニング制度（外商投資国家安全審査制度）の実施を明記した。前述のとおり、中国は既に投資スクリーニング制度を導入しているが、その制度は複数の法令で断片的に規律されており、運用実態も不透明であった。しかし今回の立法を契機に、中国は欧米諸国のような体系的な投資スクリーニング制度を構築する可能性もあり、その動向が注目される。また英国は、これまで企業合併・買収審査の文脈で行っていた事前審査に代わり、新たに分野横断型

の投資スクリーニング制度の導入する準備を進めている。オーストラリアも2020年6月、事前・事後審査の厳格化を含む投資スクリーニング制度の大幅な改革を行うことを発表しており、2021年1月の施行に向けて法改正の動きが活発化している。その他、チェコやアイルランド、スイスなどが新たに同制度の導入を検討し始めている。

さらに新型コロナが世界経済に大きな混乱をもたらす中、各国は2020年3月以降、相次いで投資スクリーニング制度を暫定的・恒久的に強化している（図表Ⅲ-20）。ワクチンの研究開発や高度医療機器に関する投資の監視を一層強めるほか、一時的に企業価値が下落した自国企業の略奪的買収を阻止することが目的である。

今後、日本企業が投資スクリーニング制度の導入国で投資活動を行う際には、審査当局による事前承認の要否を含めて、投資計画の段階で十分なデュー・デリジェンスを行う必要がある。また新型コロナに伴う投資規制強化の例にもみられるように、各国の安全保障に対する考え方はその時々で変化する。今後は進出国の産業政策や安全保障政策の理解が一層重要になる。

図表Ⅲ-20 新型コロナの流行拡大に対応した投資スクリーニング制度の厳格化の動き（2020年6月末時点）



【注】①括弧内は各措置の発効日や発表日を示す。②発効時期や暫定措置の適用終了時期は、2020年6月末時点の情報に基づく。

【資料】"Investment Policy Hub"(UNCTAD)、「ビジネス短信」(ジェトロ)から作成



## 第2節 多国間貿易体制の現状と課題

### (1) WTO 機能強化の議論

#### ■立法機能、有志メンバーでの議論進む

WTOは1995年に設立され、2020年に四半世紀を迎えた。多角的貿易体制の基盤としての機能低下はかねてから指摘されてきたが、デジタル貿易の進展といった現代的な問題への対応、さらには既存制度の見直し等、「改革」に向けた議論が繰り広げられている。

WTOが持つ機能のうち、立法については近年、コンピューター等情報技術関連製品の関税の撤廃を取り決めた「情報技術協定」(ITA)の拡大交渉が2015年に妥結したほか、貿易手続きの簡素化等を取り決めた「貿易の円滑化に関する協定」(TFA)が2017年に発効した(図表Ⅲ-21)。TFAはWTO全加盟メンバーによる多国間協定だが、義務履行までの期間に柔軟性を持たせることで、多くの新興・途上国が参加した。2020年6月末時点ではWTO加盟164のメンバーのうち151(92.1%)が批准した。多国間での交渉としては現在、漁業補助金交渉での議論が進んでいる。WTOにおける多国間交渉機能の評価を左右する試金石と位置付けることができるだけに、同交渉の行く末が注目される。他方で、全加盟メンバーによる「全会一致」(コンセンサス)が難しく、電子商取引等新しい分野では、一部のメンバー(有志メンバー)によるルール形成の議論が進行している。

次に監視機能については、通報義務や貿易政策検討制

度(TPRM)等が、保護貿易主義政策抑止の一翼を担う。それでも既存ルールを順守しないメンバーがあり、より効果的な機能構築が必要となっている。かかる中、日本、米国、EUは共同で2017年以降、補助金等による市場歪曲的措置への対応を進め、通報義務の強化等を提案してきた<sup>7</sup>。2020年1月に開催された日米EU3極貿易相会合の共同声明には、産業補助金に関するルールを強化する方策として、無条件に禁止される補助金の対象として際限のない保証等を補助金協定に追加すべき等の具体的な提言がなされた。

新規の、さらには既存制度に関する議論の動きが出ているものの、それら規律の執行は、上級委員会を含んだ紛争解決制度、つまり司法機能によって支えられている。しかし、米国の上級委員再任反対により、上級委員会は2019年12月以降、その機能が停止した。紛争解決制度は「多角的貿易体制の安定性及び予見可能性を与える中心的な要素」[紛争解決に係る規則及び手続に関する了解](DSU)第3条2]であり、司法機能改善への取り組みが喫緊の課題といえよう。

#### ■新型コロナにより閣僚会議延期

WTOの最高意思決定機関である閣僚会議は当初、2020年6月に第12回会議(MC12)が開催される予定であった。しかし、開催国のカザフスタン政府が同年3月、新型コロナの現状や世界保健機関(WHO)のパンデミック(世界的な流行)宣言を受け、同時期における開催の再検討をアゼバドWTO事務局長に報告した。その後、MC12の延期が決定すると、新たな日程の調整が始まった。カザフスタン政府は2021年6月に主催するとの申し出を行ったが、多くの加盟メンバーは、新型コロナの状

図表Ⅲ-21 WTO機能の課題と今後の方向

項目 機能	目的	これまでの 主な成果等	主な課題	今後の方向性
立法	多国間貿易ルール形成と貿易自由化交渉	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府調達に関する協定(GPA)改正議定書:2014年発効</li> <li>情報技術協定(ITA)拡大交渉:2015年妥結</li> <li>知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)改正議定書:2017年発効</li> <li>貿易の円滑化に関する協定(TFA):2017年発効</li> </ul>	全加盟メンバーによる「全会一致」(コンセンサス)による新たなルール作りが困難 ※漁業補助金は全加盟メンバーによる多国間交渉	一部のメンバー(有志メンバー)による、新しい分野でのルール形成(例:電子商取引、投資円滑化等)
監視	現行貿易ルールの履行状況の調査・公表等による保護主義的措置の抑止	<ul style="list-style-type: none"> <li>各協定に基づく通報義務</li> <li>※新型コロナウイルス感染症関連通報:186件(2020年6月29日時点)</li> <li>分野別の理事会・委員会における議論</li> <li>貿易政策検討制度(TPRM)</li> <li>WTO・UNCTAD・OECD 共同の監視報告書</li> </ul>	補助金の未通報等、既存ルールを順守しないメンバーの存在	より効果的な監視機能の構築(通報改革、通常委員会改革等の具体的取り組みを推進)
司法	貿易紛争の司法的解決および履行確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議要請:595件</li> <li>パネル設置:297件</li> <li>パネル報告書配布:211件</li> <li>上級委員会報告書配布:124件</li> <li>上級委員会報告書採択:123件</li> </ul>	上級委員会(以下、上級委)による司法審査。上級委による行為を米国が問題視し、米国が上級委員選任を阻止。上級委は2019年12月に機能停止(パネル手続き等は残る)。	米国を巻き込んだ形での紛争解決機能の維持・適正化

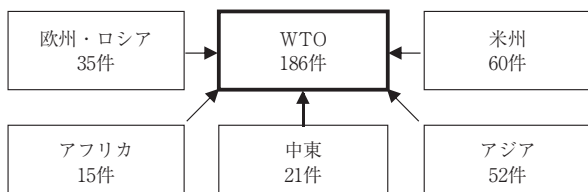
[資料] WTOウェブサイト等各種資料から作成

7 『ジェトロ世界貿易投資報告 2019年版』(104~105ページ)を参照。

況がより明らかになるにつれ、継続的な評価が必要であるとされた。MC12の日程は2020年7月以降の一般理事会で決定される<sup>8</sup>。

なお、新型コロナの流行を理由に、各国・地域が貿易関連措置を打ち出す事態を受け、WTOはこれらの措置を取りまとめてウェブサイト公開した。2020年6月29日時点で、WTOには186件の新型コロナに関する通報が掲載された(図表Ⅲ-22)<sup>9</sup>。同年5月には日本も共同提案国となり、WTOに加盟する42の有志メンバーが閣僚声明<sup>10</sup>を発出した。この中で、新型コロナをめぐる貿易関連措置を監視する上でWTOが不可欠な役割を担うことを支持し、加盟メンバーができるだけ前広に措置をWTOに通報するよう促した。新型コロナが世界的に流行する中で、ルールに基づく多角的貿易体制、さらにはWTOの中心的役割への各国・地域の支持があらためて確認された。

図表Ⅲ-22 新型コロナウイルス感染症に関する通報



[注] ①地域分類は基本的にはWTOに従った。  
 ②EUは「欧州・ロシア」に分類した。  
 ③地域をまたがった通報を各地域に振り分けていないため、合計と合わない。  
 [資料] 「WTO Members' Notifications on COVID-19, as of 29 June 2020」(WTO) から作成

## (2) WTOの紛争解決機能

### ■上級委員会の機能が停止

貿易政策や措置をめぐる加盟メンバー間で紛争が起きた場合に備え、WTOには紛争解決手続きが設けられている。当事国間での協議が不調に終わった場合、まず紛争解決小委員会(パネル)に案件が付託される。そのパネルの報告に対し不服があれば、当事国はさらに常設の上級委員会(以下、上級委)に申し立てることができる。しかし、上級委員2名(ウジャール・シン・パティア委員、トーマス・R・グラハム委員)の任期が2019年12月10日に切れたことで、同委員会の機能は停止した。2017年以降、上級委員の任期切れ、あるいは自発的な退任後に欠員が生じたまま、定員7名のところ3名に減少していた。

2019年12月の2名の任期切れをもって、残る委員は中国出身のホン・ジャオ氏1名となり、審理に必要な最低限の3名を確保できない事態となった。

上級委機能停止の背景にあるのが、米国のWTO紛争解決手続きに対する強い不満である。上級委員選考プロセスの開始を求める提案への賛同メンバーが増えているが<sup>11</sup>、米国は2020年6月に開催された紛争解決機関(DSB)会合でも、全WTO加盟メンバーのコンセンサスを要する上級委員の選考プロセスを阻止した。米国の通商政策に関する年次報告書である「2018年通商政策アジェンダおよび2017年通商協定等に関する年次報告書」では、米国が上級委へ懸念を示す具体事例として、①上訴申立から報告書送付までの期限(最大90日)の無視、②上級委員任期満了後の業務継続、③紛争解決に必要なでない勧告的意見、④上級委員会による加盟メンバー国内法の見直し審査、⑤上級委報告書を先例として取り扱うべき旨の上級委の主張、という5つが挙げられている。

こうした米国への懸念に対処しつつ紛争解決手続きを改善するために、日本も含め複数のWTO加盟メンバーから提案が出されてきた。また、ウォーカー・ニュージーランド大使は2019年1月以降、上級委の機能停止を回避すべく、非公式会合を複数回開催した。ウォーカー大使は同年12月に開催された一般理事会にて、各加盟メンバーからの提案や議論をまとめた草案<sup>12</sup>を提出した。しかし、米国は、上級委が合意された役割から逸脱する理由や、ルールから逸脱しないことをどのように担保するかについての議論がないとして、草案を支持せず、結果採択に至らなかった。

米国は2020年3月、一般理事会にて、「WTO上級委員会に関する報告書」(Report on the Appellate Body of the World Trade Organization)<sup>13</sup>に触れながら、上級委の権限逸脱問題に言及した。他方で、中国、EU、インドといった国は、米国から提案がないことに不満を表明する等、上級委をめぐる議論は継続しているものの、解決には至っていない。

### ■EU等は代替手段を導入も、上級委機能回復を希求

グラハム委員が上級委を代表して送付した書簡によれ

8 アゼベドWTO事務局長は2020年5月、任期途中の同年8月末で退任することを発表した。任期を全うした場合、次期事務局長選と、MC12に向けた準備期間とが重複することを懸念したとされる。

9 新型コロナに対する各国・地域の対応は本章第1節を参照。

10 WT/GC/212

11 2020年6月の提案(WT/DSB/W/609/Rev.18)の賛同メンバーは121カ国・地域に上る。

12 WT/GC/W/791

13 米国通商代表部(USTR)が2020年2月に発表。「2018年通商政策アジェンダおよび2017年通商協定等に関する年次報告書」で指摘した5点に加え、①失効した措置(審理手続き中に措置が失効した事実を要素として勧告し、勧告を出さない等)、②WTO他の機関の権限侵害(DSBに権限があると明記されている手続き等について、権限もなく指示・意見をしている)、③協定解釈の排他的権限についても、上級委の権限逸脱事例として挙げた。

図表Ⅲ-23 2019年12月10日までに上訴されていた未決案件

案件番号	申立国	被申立国・地域	案件	上訴日	進捗・状況
435 441	ホンジュラス ドミニカ共和国	オーストラリア	たばこ製品の包装に関する規制に関する措置	2018.7.19	2020.6.9報告書配布
499	ウクライナ	ロシア	鉄道製品およびその部品の輸入に対する措置	2018.8.27	2020.2.4報告書配布 2020.3.5採択
505	カナダ	米国	カナダからのスーパー仕上げ紙に対する対抗措置	2018.8.27	2020.2.6報告書配布 2020.3.5採択
476	ロシア	EU	エネルギー産業に対する措置	2018.9.21	上級委員会で 結審する 見込みなし
461	パナマ	コロンビア	繊維、衣服、履物の輸入に関する措置 (履行確認)	2018.11.20	
518	日本	インド	鉄鋼製品の輸入に対する措置	2018.12.14	
371	フィリピン	タイ	フィリピン産のたばこに対する税関における措置 (履行確認1回目)	2019.1.9	
523	トルコ	米国	パイプおよびチューブ製品に対する相殺措置	2019.1.25	
534	カナダ	米国	カナダ産軟材に対する異なった価格手法の適用に関する措置	2019.6.4	
510	インド	米国	再生可能エネルギー産業に関する措置	2019.8.15	
371	フィリピン	タイ	フィリピン産のたばこに対する税関における措置 (履行確認2回目)	2019.9.9	
541	米国	インド	輸出関連措置	2019.11.19	
316	米国	EU	大型民間航空機の取引に関する措置 (履行確認2回目)	2019.12.6	

[注] ①上訴日は上訴の早い日付。

②DS435/441について、DS458（キューバ）と467（インドネシア）と統合されたが、いずれも上訴なし。

[資料] WTO ウェブサイト、および「不正貿易報告書」（経済産業省）から作成

ば、任期満了までに上級委での口頭諮問が完了した3件（①DS435・441、②DS499、③DS505）は、「上級委員会作業手続規則15」（以下、規則15）に基づき検討が続けられた（図表Ⅲ-23）<sup>14</sup>。規則15では、退任する委員は、上級委の許可とDSBへの通報があれば、任期中に担当となった上訴案件について任期満了後も検討を継続できる。他方で、残る案件については、現状のままでは上級委で結審する見込みがなく、どのように処理するかは、紛争当事国・地域に委ねられるかたちとなった。

なお、上級委機能停止後の2019年12月18日、米国が対インド案件（DS436）について、上訴の申し立てを行った。米国は上訴の申し立てにおいて、現時点で上級委員会部局を構成できないことから、インドと協議して、この段階で問題解決するか上訴手続きの代替手段を考慮するか、今後の進め方を決めると述べている<sup>15</sup>。

上級委の機能が停止している中、EU、カナダ、中国を含む19のWTO加盟メンバー<sup>16</sup>は2020年4月、「DSU第25条に基づく暫定的な多国間上訴制度」（MPIA: Multi-party Interim Appeal Arbitration Arrangement。以下、暫定上訴制度）の設立をWTOに正式に通報した。同制

度はDSU第25条で認められた、紛争解決の代替的手段としての仲裁手続きを具体化したもので、上級委が機能停止に追い込まれる前から、有志メンバーの間で議論が進んでいた。通報によって、今後当事国・地域間のWTO紛争解決への適用が可能となった。実際に、WTO紛争解決において現在機能停止している上級委に代替する上訴プロセスとして機能するために、10名の仲裁人を選定する予定である。

これまでのWTO全紛争案件595件のうち、暫定上訴制度加盟メンバー間の案件は108件で全体の18.2%を占めることから、同制度は一定の意義がある（図表Ⅲ-24）。しかし、暫定上訴制度が合意に達した際の2020年3月の声明では、「上級委員任命の行き詰まりに対する、必要な改革を含む解決こそが優先順位の高い緊急の課題であり、我々は引き続きこの課題に断固として積極的に取り組んでいく」とし、暫定上訴制度があくまでWTO上級委が正常な機能を回復するまでの一時的な措置であることを強調している。

暫定上訴制度は、WTO事務局・職員から完全に分離されたものとしつつ、事務局長に同制度の運用に係る支援を求めている<sup>17</sup>。しかし、米国はWTO予算が同制度への支援に利用されること等に反発していると報道されている。なお、日本は、紛争解決制度の改革が暫定的なものにとどまらず、早期に恒久的な形で達成されることを

14 DS505について、米国は2020年4月、上級委員任期後の業務継続等を理由に、上級委報告書は無効であると主張した（WT/DS505/12）。

15 WT/DS436/21

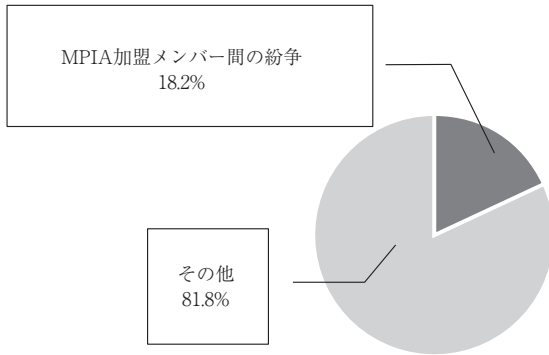
16 オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、チリ、コロンビア、コスタリカ、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、シンガポール、スイス、ウクライナ、ウルグアイ。6月末までに、エクアドル、ニカラグア、およびベネズの3カ国が加わった。

17 JOB/DSB/1/Add.12

18 「第3回：WTOとダボス会議 ジュネーブの主役は舞台をダボスへ」『連載企画：なぜ、今、WTO改革なのか』2020年1月28日（外務省）。



図表Ⅲ-24 過去の紛争案件に占める暫定上訴制度加盟メンバー間の紛争案件



〔注〕①2020年6月末時点の595件が対象。  
 ②MPIAは「DSU第25条に基づく暫定的な多国間上訴制度」。6月末時点の参加22メンバーを対象とした。  
 ③申立・非申立国・地域が全てMPIAに加盟していない場合、「その他」扱い。  
 ④ECやEU構成国の案件はEU扱い。  
 〔資料〕WTOウェブサイト、および「不公正貿易報告書」（経済産業省）から作成

最重要視しているため、暫定上訴制度への参加を見送った<sup>18</sup>。

### （3）WTOにおけるルール形成

#### ■漁業補助金交渉、2020年6月時点では決着つかず

アゼベドWTO事務局長は2020年3月、加盟メンバーがMC12への準備段階で懸念している3つの課題として、①漁業補助金、農業、開発、電子送信に対する関税賦課や知的財産権にかかるノンバイオレーション申し立ての適用猶予<sup>19</sup>といった多国間交渉、②投資円滑化、国内サービス規制、中小零細企業、電子商取引の共同声明イニシアチブ、といったプブリ交渉、③機構の課題と、透明性、委員会運営、小規模経済国、紛争解決といった通常業務への提案、を挙げた。このうち漁業補助金交渉は2017年12月の第11回閣僚会議で主要な課題の一つとして、決議には至らなかったものの、建設的に取り組むことが決定していた。

漁業補助金は、国際的な長期開発目標である「持続可能な開発目標」(SDGs)に言及がある。SDGsには、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金の禁止、違法・無報告・無規制(Illegal, Unreported, and Unregulated: IUU)漁業につながる補助金の撤廃、

同様の新たな補助金導入の抑制が、具体的目標として盛り込まれている。こうした海洋資源保護に関連して、TPP11等のFTAの中では既に、漁業補助金に関する規定が盛り込まれている。TPP11では、濫獲状態にある魚類資源に悪影響を及ぼす漁獲に対する補助金、およびIUU漁業を行う漁船に対する補助金を撤廃する義務を定めている<sup>20</sup>。

WTOでの漁業補助金交渉では、補助金規律に関する議論のみならず、「特別かつ差別的な待遇」(S&D)にも議論が及ぶ。米国等は2019年3月、各加盟メンバーに上限額を設定するアプローチを提案した<sup>21</sup>。同年7月の同修正案によれば、海洋漁獲量(Marine Capture Production)に基づいたグループ分けを行う。同案に基づくと、中国やインドネシアといった「途上国」も、EU、米国、日本等と同様に、上限額の交渉と約束表への反映が求められる「ティア1」に分類される。同案に対して中国は、上限の導入を肯定するものの、上限額を基準期間の一定水準とする等の複数の基準から選択できる内容を提案した。中国の案ではこのほかにも、途上国にはS&Dを付与すべきとする等、途上国に配慮した提案がなされている<sup>22 23</sup>。

漁業補助金交渉は新型コロナの影響を受け、議論が一時中断した。しかし、2020年6月には統合条文案(Draft Consolidated Text)が準備される等、2020年内の決着に向けた動きが出ている。同交渉はWTOの多角的交渉が機能するかどうかの試金石と位置付けられるだけに、2020年中に議論が収斂するのか、その動向が注目される。

#### ■新型コロナの蔓延で注目される知的財産権をめぐる動き

一般理事会は2019年12月、同年末まで延長していた「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)を改正する議定書」(以下、改正議定書)の受諾期間を、2021年12月31日までに延長することを承認した。

TRIPS協定は元来、政府が特許権者の許諾を得なくても特許発明を実施する権利を第三者に認めること(強制実施許諾)等について、「主として国内市場への供給のために許諾される」[第31条(f)]と規定していた。そのため、医薬品の生産能力を有する国が、自国において特許が付与された医薬品を、医薬品の生産能力が不十分な国への輸出のために生産することにつき特許の強制実施許諾を与えることは、TRIPS協定に抵触する恐れがあった

19 他の加盟メンバーの措置が協定上の義務には違反しないものの、その措置の結果として自国の利益が無効化・侵害された場合に、WTOの紛争解決手段を利用することができる[GATT第23条1(b)]。「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)への適用が議論されており、適用猶予期間が延長されてきている。

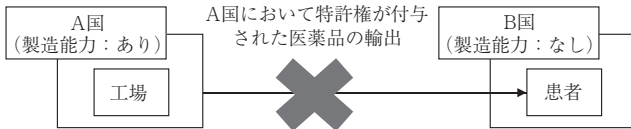
20 詳細は同協定第20.16条「海洋における捕獲漁業」参照。

21 IUUを支援する補助金や、乱獲された資源に悪影響を与える補助金は禁止(TN/RL/GEN197, TN/RL/GEN197/Rev.1, TN/RL/GEN197/Rev.2)。

22 TN/RL/GEN/199

23 日本は、「政策上必要な補助金は認められるべきであり、禁止される補助金は、真に過剰漁獲能力・過剰漁獲につながるものに限定すべきとの立場で交渉に臨んでいる」[「2020年度版不公正貿易報告書」(経済産業省)]。

図表Ⅲ-25 改正議定書発効前の状況



〔資料〕外務省資料から作成

(図表Ⅲ-25)。

2001年のWTO閣僚会議で採択された「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関する宣言」(以下、ドーハ宣言)では、生産能力の不十分またはない国に対する強制実施権(一定の要件の下、特許権者の許諾を得ることなく、特許発明を実施する権利)の問題はTRIPS理事会で検討し、2002年末までに一般理事会に報告する旨が盛り込まれた。ドーハ宣言を受けてその後、一定の条件に従い、必要な範囲において輸出加盟メンバーが与える強制実施許諾に関しては、制約を課さない旨の規定を追加する改正議定書が、2017年1月に発効した。この改正議定書の発効により、医薬品の生産能力が不十分な国における、感染症に関する公衆の健康の問題に対処する際の医薬品の生産、輸出における法的安定性が増した。

新型コロナが世界的に流行すると、上述の強制実施権等、公衆衛生と知的財産権をめぐる動きがみられるようになった(図表Ⅲ-26)。例えば、チリ下院は2020年3月、新型コロナの予防、治療のための医薬品と技術へのアクセスと利用を促進するため、強制実施権を支持する決議を可決した。また同年3月、イスラエル政府が新型コロナ治療に使われている米アッヴィ社の「カレトラ」のジェネリック医薬品をインドから輸入することを許可した。この他にも、カナダやドイツ等でも、公衆衛生対策上必要な特許使用に関する法整備を進める動きがみられた。

米アッヴィ社がカレトラの特許権を全世界で行使しな

いことが報道される等、新型コロナ対策に協力する製薬企業の動きがみられる。他方で、2020年5月に開催された第73回世界保健機関(WHO)総会ではTRIPS協定とドーハ宣言に整合的な協力を呼び掛ける決議が承認される等、企業行動を牽制する国際社会の協調したメッセージが発出された。しかし、多額の研究開発投資を回収できなければ、将来のワクチン開発に消極的になる懸念がある。2020年6月時点では、治療の決定打となる薬やワクチンが開発されていないが、特許権と企業収益のバランスをいかに確保するか、均衡点が模索される。

#### (4) 有志メンバーの間で進むWTOルール形成の動向

##### ■投資円滑化

2017年12月に開催された第11回WTO閣僚会議(MC11)では、①電子商取引、②投資円滑化、③中小零細企業のための作業計画、④サービス分野の国内規制の4分野において、有志メンバーが先行してWTOのルール作りを議論する枠組み(プブリ交渉)が立ち上がった<sup>24</sup>。うち②投資円滑化の分野では、各国における投資環境の透明性や予見可能性の向上、さらには行政手続きの円滑化などに関するルール(以下、投資円滑化ルール)が議論されている。上記枠組みの発足時には70の有志メンバーが投資円滑化交渉に参加を表明したが、2020年に入りその数は100に達した。WTOによれば、有志メンバーが世界の対内直接投資残高に占める割合はおおよそ7割となる。

有志メンバーは2019年7月、ルールの内容を具体的に絞り込む作業文書を発表した(図表Ⅲ-27)。同文書によると、ルールには差別的な投資関連措置の禁止や投資関連措置の簡素化・軽減化、さらには汚職撲滅に向けた取り組みなどの内容が盛り込まれる見込みである。またルールの対象となる投資関連措置について、交渉国の大半はポートフォリオ投資を除いた直接投資のみを対象としつつ、全ての投資段階の措置を含むことで一致しているとみられる。

2020年4月には非公開で、同ルールの非公式統合テキストが配布され、交渉は具体的な文言調整などの段階に入ったとみられる。

有志メンバーは交渉が全てのWTO加盟国に開かれていることを強調し、貿易円滑化協定と同様に全加盟国の賛成を必要とする多国間協定の成立を目指す構えである。しかしインドや南アフリカ共和国などは投資分野のルール形成

図表Ⅲ-26 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う知的財産権関連の主な動き

国	月日	概要
チリ	3月17日	下院は、新型コロナウイルス感染症(以下、新型コロナ)の予防、治療のための医薬品と技術へのアクセスと利用を促進するため、産業財産法第51条第2項に言及される強制ライセンス(強制実施権)の付与に関する決議を可決。
イスラエル	3月18日	特許法(国の利益における発明の使用)に基づき、米アッヴィ社の「カレトラ」のジェネリック医薬品を、インドから輸入することを許可。
カナダ	3月25日	新型コロナ対策に関する法律が施行。公衆衛生上の緊急事態に対応するために必要な範囲で、特許発明の製造、組立、使用、販売を認める。
ドイツ	3月27日	感染症防止法を改正・施行。特許法第13条(1)に基づく、医薬品や医療機器等に関する発明の、公共の福祉、連邦共和国の安全のための利用を認める。
ハンガリー	5月17日	「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)第31条に基づく、強制実施権に関する政府令が施行。ハンガリー知的所有権庁による、公衆衛生に関する強制実施権の付与を認めた。

〔資料〕チリ下院、カナダ司法省、ドイツ連邦司法・消費者保護省、およびWTOウェブサイト等から作成

図表Ⅲ-27 投資円滑化ルールの枠組み

主な項目	概要
無差別原則	・差別的な投資関連措置の禁止
投資関連措置の透明性と予見可能性の向上	・許認可制度を含む投資関連措置の迅速な公表 ・新たな措置の導入に関するパブリックコメントの実施 ・投資関連措置の導入・変更に関する、WTOへの通報制度の確立
行政手続きの円滑化	・一貫性、合理性、客観性、公平性が確保された投資関連措置の運用 ・投資関連手続きの簡素化と軽減化 ・許認可制度の審査基準や所要時間の明確化 ・許認可申請手続きの電子化の促進
投資円滑化に係る協力体制	・照会所などの設置 ・各国の担当機関の連携強化
途上国向けの特別かつ差異のある待遇	・途上国を対象とした協定履行期間の猶予 ・途上国のキャパシティービルディングに向けた先進国による支援
その他	・中小零細企業の支援体制の強化 ・CSRの促進 ・汚職の撲滅に向けた取り組み

[注] ①本表は本ルールの全ての項目を示すものではない。②本表で「投資関連措置」と表現された部分について、その対象は各条項ごとに異なる可能性がある。

[資料] WTO文書 (INF/IFD/RD/39) から作成

はWTOの権限を超えるとして同ルールの策定に反対する。また米国も、まずは補助金通報制度など既存のWTO制度の透明性を高めるべきであるとし、プブリ交渉には参加しておらず、多国間協定の成立は困難であることが予想される。

これまで国際投資ルールは二国間・複数国間をベースとする投資関連協定で規律されてきた。投資関連協定は、投資円滑化に加えて、外国投資の保護や自由化、国家対投資家の紛争解決制度(ISDS制度)など広範なルールを定める。今回のプブリ交渉の対象は投資円滑化分野に限定されるものの、仮に交渉が決着すれば投資関連ルール形成の土台が二国間から100カ国以上の有志国間に移ることとなり、多国間ルールの形成に向けた大きな一歩となる。

## ■ サービス国内規制

次に④サービスの国内規制分野では、各国がサービス提供者に課す資格要件・技術要件が不透明であること、さらに資格の審査期間が長期にわたることが、外国企業の参入障壁につながると指摘されてきた。サービスの貿易に関する一般協定(GATS)第6条(国内規制)4項は、不必要な貿易障害を取り除くため、資格要件や技術要件が客観的で透明性のある基準に基づくことなどを求めるが、具体的な規律までは示していない。

新たなルール形成をめぐるっては、アフリカを中心とする途上国が国内規制の余地を狭めると主張する中、MC11時には一部の加盟国がルールの具体的な内容を示

した共同提案を提出した。提案には審査に関する手続きや基準・期間の公表、また審査の独立性などが盛り込まれている。日本を含むおよそ60の有志メンバーはこの共同提案に基づく交渉を継続し、次回のWTO閣僚会議前までに交渉妥結を目指すことを全ての加盟メンバーに呼びかけている。2019年5月のOECD閣僚理事会の際にも、上記の交渉目標を改めて確認する声明が発表された。WTOによれば、サービス貿易にかかるコストは物品貿易の約2倍に上り、そのうち17%は国内規制を含む貿易障害に由来する<sup>25</sup>。サービス国内規制を多国間ルールで規律することで、

サービス貿易のさらなる拡大が期待される。

24 電子商取引のプブリ交渉については、第IV章第3節を参照。

25 World Trade Organization, 'World Trade Report 2019 -The Future of Services Trade', pp. 84-88.



## 第3節 世界と日本のFTAの現状

### (1) 世界のFTA概観

#### ■世界のFTA発効件数は321件

世界の自由貿易協定（FTA、発効済み）の件数は、2020年6月末現在、321件である（ジェトロ調べ、関税同盟を含む。資料「表16 世界のFTA一覧」を参照）。2019年以降に発効したFTAは11件で（図表Ⅲ-28）、新規協定の発効ペースは鈍化している。

図表Ⅲ-28 2019年以降に発効したFTA

地域	国・地域	発効年月
アジア・大洋州	ASEAN・香港	2019年6月
米州	オーストラリア・香港	2020年1月
米州	アルゼンチン・チリ	2019年5月
アフリカ	アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）	2019年5月
地域横断	日本・EU	2019年2月
	香港・ジョージア	2019年2月
	チリ・インドネシア	2019年8月
	EEU・イラン	2019年10月
	韓国・中米	2019年10月
	EU・シンガポール	2019年11月
	オーストラリア・バルー	2020年2月

〔注〕各地域協定の加盟国は以下のとおり。  
 EEU（ユーラシア経済連合）：ロシア、ペラルーシ、カザフスタン、キルギス、アルメニア。  
 AfCFTA：アフリカ連合加盟国54カ国・地域（エリトリアを除く）。  
 〔資料〕WTO、各国・地域政府・機関資料から作成

2019年5月にはエリトリアを除くアフリカ連合（AU）54カ国・地域が参加するアフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）が発効した。同協定はアフリカ域内の物品関税の撤廃、サービス貿易や投資の促進が盛り込まれた自由貿易圏の創立を目指すもので、2020年6月末時点で30カ国が批准手続きを完了させた。AfCFTA自体は枠組み協定であることから、物品貿易における関税率の譲許表や原産地規則など具体的な交渉は現在も続く。本格的な運用開始は当初予定されていた2020年7月からずれ込んでいるものの、運用が始まれば人口およそ12億人を擁する世界最大級の共通市場が誕生する。

また2019年10月にはユーラシア経済連合（EEU）がイランとFTA、中国と貿易経済協力協定を相次いで締結した。2015年に創設されたEEUはロシアを中心とする関税同盟であるが、同月にはセルビアやシンガポールとのFTAに署名するなど、近年は積極的にFTA網を拡大している。

米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）は、2018年11月に署名されたが、米議会民主党が労働、環境、医薬品特許などの分野で協定内容の修正を求めたことから、米国内での批准手続きが難航していた。しかし2019年12

月、3カ国は修正議定書に合意し、2020年4月には全ての国で批准手続きが完了した。同協定は2020年7月1日に発効するが、企業は新たな原産地規則などへの対応を求められており、北米自由貿易協定（NAFTA）から円滑な移行が進むかが焦点になる。

EUとメルコスールは2019年6月、およそ20年間にわたる交渉の末、EU・メルコスールFTAが政治合意に至ったと発表した。発表によると工業製品分野では、EU側がほぼ100%、メルコスール側も最長15年の関税撤廃スケジュールの下で、90%の自由化を行う。メルコスール側の自由化対象品目には自動車（35%）、自動車部品（14～18%）、化学品（最大18%）など高関税品目が含まれる。関税面以外では、予防原則に基づく食品安全基準や持続可能な開発（環境、労働者の権利保護など）といった規定も盛り込まれた。2020年6月現在、両者は譲許表の最終交渉と協定本文の法的精査を行っている。

EUを離脱した英国は、EUが締結したFTAの適用期間が2020年12月末に終了するため、独自のFTA網の構築を急ぐ。英国はEUのFTA締結国との貿易関係を維持するため、「継続協定」の交渉を各国・地域と進めており、これまでにスイスや韓国などおよそ20カ国・地域と協定を署名している。さらに英国政府はEU離脱後、貿易の8割をFTAでカバーすることを目標に掲げ、米国や日本、さらにはインドやオーストラリアなどとのFTA交渉を加速するとしている（日英EPAについては第Ⅲ章3節参照）。中でも注目されるのが2020年5月に交渉が開始した英米FTAである。米国は英国の貿易総額（2019年）の12.3%を占め、国別では最大の貿易相手国となる。両者の交渉指針によると、英米FTAは物品貿易のみならず、金融を含むサービスやデジタル分野をカバーする包括的なものになるとみられる。ただし英国は、米国が要求する医薬品の知的財産権保護の強化や食品安全基準を含むEU関連規制の撤廃に強く反発している。特に後者については、公平な競争条件を求めるEUの要求にも反するものであり、EUと米国のFTA交渉を同時に進める英国は難しいかじ取りを迫られる。

2019年の貿易統計を基に集計した発効済みFTAカバー率（当該国の全貿易総額に占めるFTA発効相手国との貿易額の割合）をみると、往復貿易額ベースでは日本が37.1%、米国が39.6%、中国が31.9%、韓国が69.6%などとなった（図表Ⅲ-29）。2010年以降の主要国・地域の同FTAカバー率をみると、日本、中国、韓国、並びにEUのFTAカバー率は上昇傾向にあり、各国・地域のFTA網が拡大続けていることが確認できる（図表Ⅲ-30）。韓国は2016年にカバー率を30%近く上昇させたが、これは同年にEU、中国とFTAを締結したことが影響し

図表Ⅲ-29 主要国・地域の発効済みFTAカバー率（2020年）

（単位：％）

	FTAカバー率			発効相手国・地域（往復）					
	往復貿易	輸出	輸入	第1位		第2位		第3位	
				国・地域	カバー率	国・地域	カバー率	国・地域	カバー率
日本	37.1	34.4	39.6	ASEAN	15.0	EU	12.0	TPP11	11.9
米国	39.6	46.6	35.0	NAFTA	29.6	韓国	3.2	CAFTA-DR	1.4
カナダ	84.2	89.6	79.2	NAFTA	66.3	EU	10.7	TPP11	7.5
メキシコ	79.6	93.4	66.4	NAFTA	65.0	EU	8.3	TPP11	6.3
チリ	84.3	85.8	82.7	中国	27.3	米国	16.7	EU	13.9
ブラジル	14.7	13.4	16.5	メルコスール	8.8	CAN	3.0	チリ	2.1
EU	貿易総額	76.3	72.2	EU	63.2	スイス	2.6	トルコ	1.4
	域外貿易	35.4	37.8	33.1	スイス	7.1	トルコ	3.7	日本
トルコ	49.6	57.7	42.7	EU	41.3	韓国	1.7	イスラエル	1.6
中国	31.9	25.1	40.2	ASEAN	14.1	韓国	6.2	台湾	5.0
韓国	69.6	73.9	65.0	中国	23.3	ASEAN	14.5	米国	12.9
ASEAN	60.0	56.5	63.6	ASEAN	23.3	中国	17.5	日本	8.2
シンガポール	91.1	84.8	94.3	ASEAN	24.1	中国	13.7	EU	12.1
マレーシア	62.3	61.4	63.3	ASEAN	26.7	中国	17.2	日本	7.0
ベトナム	62.8	48.6	75.7	中国	19.1	韓国	15.2	TPP11	13.4
タイ	60.5	57.3	63.8	ASEAN	23.1	中国	16.5	日本	12.0
インドネシア	67.1	64.2	69.8	ASEAN	24.0	中国	21.6	日本	9.3
インド	17.2	16.0	17.9	ASEAN	11.2	韓国	2.6	日本	2.2
オーストラリア	75.4	79.1	70.6	中国	32.6	TPP11	19.9	ASEAN	12.9
ニュージーランド	63.3	67.2	59.6	TPP11	24.9	中国	24.1	オーストラリア	13.0

〔注〕① FTAカバー率は、FTA発効済み国・地域（2020年6月末時点）との貿易が全体に占める比率。

金額は2019年の貿易統計に基づく。

②略語は、アンデス共同体（CAN）、米国・中米諸国・ドミニカ共和国自由貿易協定（CAFTA-DR）、欧州経済地域（EEA）。

③日本のカバー率には、米国を含まない。

④中国のカバー率には、香港とマカオを含まない。

⑤ASEANのカバー率には、香港を含まない。

⑥カナダ、シンガポールは再輸出分を除いた輸出統計を採用。

⑦TPP11は批准国のみをカバー率に含める。

〔資料〕各国政府資料、各国貿易統計、“DOTS（2020年6月26日版）”（IMF）から作成

9割台に伸ばしている。

## （2）日本のFTA概観

### ■深化するアジア諸国とのFTA

2018年12月にTPP11、2019年2月に日EU・EPAが発効したことで、日本の発効済みFTAカバー率は37.1%に上る（図表Ⅲ-31）。経済規模の大きい国との枠組みとしては、2020年1月に日米貿易協定も発効しており、その米国も加えるとカバー率は52.4%まで上昇する。

輸出では輸送機器（33.3%）、一般機械（33.8%）、電気機器（33.1%）、鉄鋼（43.2%）などでFTAカバー率が30%を超える。こうした機械類のカバー率は、特に日EU・EPA発効を経て

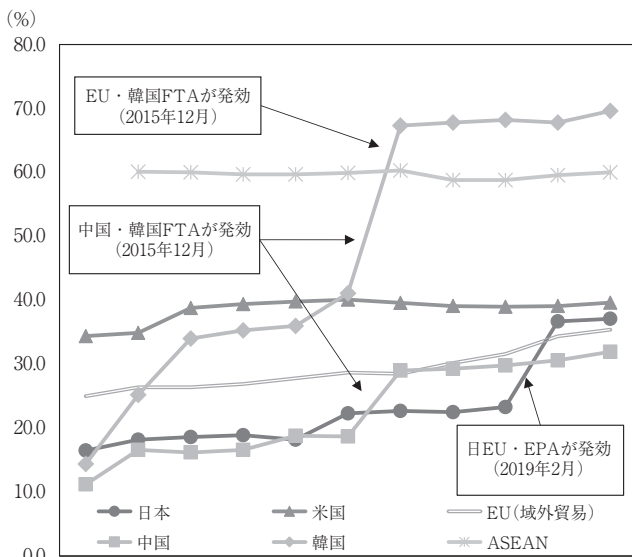
ている。他方、米国とASEANは、この間新規協定の締結件数が限られたことからカバー率に大きな変化がみられない。ASEANでは各加盟国が独自にFTAを締結する動きを加速させており、特にシンガポールはカバー率を

大幅に上昇した。他方輸入面では、日EU・EPAの発効により、化学品（52.9%）や食料品類（49.8%）の割合が拡大した。

今後日本の発効済みFTAカバー率を上昇させると見込まれるのが、交渉が続く東アジア地域包括的経済連携（RCEP）である。RCEPが発効すると、現状に中国と韓国分が加わりFTAカバー率は63.7%に上昇すると推計される。RCEPは、交渉参加16カ国で世界の人口の5割、貿易の3割、GDPの3割を占める広域経済圏を創設するものである。FTAの実務面での課題としては、複数の協定に対応するための事務的コストがよく指摘される。日本は、中国と韓国を除き全てのRCEP交渉国と既にFTAネットワークを持つが、それぞれが別個の協定であることから、こうしたコストが発生する。全ての国が同じ地域圏に内包されれば、こうした個別対応が不要となり、FTAがよりユーザーフレンドリーになると期待される。

ジェットロが2019年末に実施した「2019年度日本企業の事業展開に関するアンケート調査」によると、中国に輸出を行っている企業のうち52.8%、韓国については51.9%が、RCEPが発効すればこの利用を検討すると回答した。日本からの輸出が多い一方、RCEPメンバーの中でこの2カ国のみFTA関係がないだけに、交渉妥結への期待が

図表Ⅲ-30 主要国・地域の発効済みFTAカバー率の推移



2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020

〔注〕 FTAカバー率は各年の6月末時点での数字。金額は前年の貿易統計に基づく。その他、算出方法は図表Ⅲ-29と同じ。

〔資料〕各国政府資料、各国貿易統計、“DOTS”(IMF)から作成。

図表Ⅲ-31 日本の貿易構造と発効済み、交渉中のFTA

(単位：%)

品別	世界 (100万ドル)	発効済み																(参考) 米国	(参考) 合計 (米国 含む)
		計	オースト ラリア	ASEAN	インド	モン ゴル	スイス	メキ シコ	ペルー	チリ	TPP11			EU					
											カナダ	NZ		EU27	英国				
輸出	輸送機器	167,838	33.3	4.1	8.5	0.3	0.2	0.3	2.0	0.2	0.5	12.3	2.9	0.8	13.5	11.2	2.4	31.4	64.7
	一般機械	136,969	33.8	1.1	14.3	2.2	0.1	0.1	1.6	0.0	0.1	7.8	0.8	0.2	13.3	11.4	1.9	23.5	57.3
	電気機器	103,051	33.1	0.3	19.0	1.2	0.0	0.1	1.5	0.0	0.0	9.8	0.9	0.0	10.0	8.5	1.5	14.3	47.4
	化学品	97,124	29.6	1.0	13.6	2.2	0.0	0.8	0.7	0.1	0.2	6.8	0.5	0.1	10.4	9.2	1.2	13.6	43.2
	鉄鋼	36,424	43.2	0.6	30.1	3.6	0.0	0.0	4.3	0.3	0.2	12.9	0.8	0.1	3.1	2.5	0.6	7.8	50.9
	輸出総額	705,564	34.4	2.1	15.1	1.6	0.1	0.6	1.5	0.1	0.3	10.3	1.3	0.3	11.6	9.7	2.0	19.8	54.3
輸入	鉱物性燃料	155,362	30.5	19.7	8.6	0.3	0.0	0.0	0.2	0.3	0.0	21.5	1.2	0.0	0.2	0.1	0.0	6.5	37.0
	機械機器	234,238	36.3	0.1	16.5	0.3	0.0	1.6	1.4	0.0	0.0	6.7	0.4	0.0	15.8	14.0	1.9	13.6	49.9
	化学品	85,954	52.9	0.4	14.2	1.5	0.0	4.0	0.3	0.0	0.3	7.2	1.6	0.3	30.4	27.8	2.6	15.3	68.3
	食料品類	66,670	49.8	6.0	14.0	1.0	0.0	1.1	1.9	0.5	3.0	17.8	4.4	2.3	15.6	14.8	0.8	18.4	68.2
	繊維製品	37,164	35.7	0.1	28.0	1.3	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	14.3	0.2	0.0	5.8	5.4	0.4	1.1	36.8
	輸入総額	720,957	39.6	6.3	15.0	0.7	0.0	1.1	0.8	0.3	0.9	13.3	1.6	0.4	12.4	11.2	1.1	11.0	50.6
往復貿易	1,426,521	37.1	4.2	15.0	1.1	0.0	0.9	1.2	0.2	0.6	11.9	1.4	0.4	12.0	10.5	1.5	15.4	52.4	

品別	計	交渉中						合計	
		RCEP		トル コ	コロ ン ビ ア	GCC			
		中国	韓国						
輸出	輸送機器	30.5	22.8	8.2	0.8	0.3	0.4	7.1	50.1
	一般機械	48.6	46.6	22.8	6.1	0.4	0.1	1.5	64.6
	電気機器	50.7	49.6	23.0	6.0	0.6	0.0	0.6	63.2
	化学品	57.1	55.8	27.0	12.0	0.2	0.1	1.0	69.9
	鉄鋼	70.0	66.0	16.1	15.5	0.7	0.5	2.8	78.8
	輸出総額	47.7	44.6	19.1	6.6	0.4	0.2	2.5	63.1
輸入	鉱物性燃料	80.7	31.9	0.7	2.5	0.0	0.2	48.7	82.6
	機械機器	58.8	58.7	37.8	4.0	0.1	0.0	0.0	78.0
	化学品	40.7	39.9	17.7	5.8	0.1	0.0	0.7	77.2
	食料品類	40.5	39.7	12.6	3.7	0.4	0.4	0.0	67.0
	繊維製品	86.8	86.3	55.6	1.3	0.4	0.0	0.0	93.1
	輸入総額	61.0	50.0	23.5	4.1	0.1	0.1	10.8	78.2
往復貿易	54.4	47.3	21.3	5.3	0.2	0.1	6.7	70.7	

〔注〕米国との協定は物品貿易協定。TPP11とRCEPの合計には日本が既に他の協定を結んでいる国も含まれる。

〔資料〕「貿易統計」(財務省) から作成

高いことがうかがえる。

そのRCEPの交渉分野は、物品貿易、原産地規則、貿易救済、サービス貿易、電子商取引、紛争解決など20章に及ぶ(図表Ⅲ-32)。2012年11月に交渉立ち上げを宣言して以降、交渉会合を30回実施してきた。2019年6月時点で七つの章で妥結していたものの、同年11月末の首脳会議ではインドの反対で辛くも合意が実現しなかった。同会議では、インドを除く15カ国が「全20章に関する条

図表Ⅲ-32 RCEPの章立て

(1) 冒頭・一般的定義	(11) 知的財産
(2) 物品貿易	(12) 電子商取引
(3) 原産地規則(品目別規則附属書を含む)	(13) 競争
(4) 税関手続き・貿易円滑化	(14) 中小企業
(5) 衛生植物検疫措置	(15) 経済技術協力
(6) 任意規格・強制規格・適合性評価手続き	(16) 政府調達
(7) 貿易救済	(17) 一般規定・例外
(8) サービス貿易(金融、電気通信、自由職業附属書含む)	(18) 制度的事項
(9) 自然人の移動	(19) 紛争解決
(10) 投資	(20) 最終規定

〔資料〕外務省資料から作成

文ベースの交渉と15カ国の基本的に全ての市場アクセス上の課題への取り組みを終了したことに留意し、2020年の署名を目指して法的審査を開始する」とする共同首脳声明を出した。インドについては、未解決の課題の解決のため、残りの参加国との間で作業を継続している。2020年6月にテレビ会議方式で行われた第10回中間閣僚会合では、同年に入って会合に参加していないインドも含めて、年内に全16カ国で署名することをあらためて確認した。

アジア大洋州地域ではまた、日本ASEAN包括的経済連携(AJCEP)の改正にも関心が集まる。2019年2月から3月にかけて加盟各国がAJCEPの改正議定書に署名し、2020年5月までに日本、タイ、シンガポール、ラオス、ミャンマーが批准手続きを完了、8月からこれらの国の間で発効する。今回の改正により、サービス貿易や自然人の移動、投資を自由化する規定が従来の協定に追加された。特に日本との二国間FTAがないカンボジア、ラオス、ミャンマーの間では、サービス貿易と自然人の移動について初めてルールが確立されたこととなる。条文上は、サービス貿易章26カ条、金融サービス附属書6カ条、電気通信サービス附属書18カ条、自然人の移動章10カ条、投資章23カ条が追加された。加盟国間でサービス貿易や投資の自由化や円滑化が進むとみられ、図表Ⅲ-33で例示するような項目が、日本企業にとってのメリットとして挙げられる。

例えばマレーシアでは、外国資本の学習塾事業への参入が実質的に認められておらず、参入を断念するケースもあったが、改正AJCEP発効後は49%までの外資出資が認められる。これは従来のFTAでは実現できなかった自由化である。またミャンマーでも、通信、建設、金融など複数の分野で全額出資が可能となる。人の移動についても、例えば企業内転勤について、マレーシアなどで滞



図表Ⅲ-33 AJCEP改正議定書による約束内容の改善

項目	分野	GATS含む既存協定上の約束内容	改正AJCEPにおける約束内容の改善
サービス貿易	タイ：コンピューター保守・修理	50%まで出資が可能	70%まで出資が可能
	マレーシア：学習塾事業	外資参入は不可	49%まで出資が可能
	ベトナム：高度中等教育サービス	約束なし	100%出資が可能
	ミャンマー：通信、建設、金融	外資参入は不可	100%出資が可能
投資	タイ：国内販売制限要求、役員国籍要求	約束なし	明示的に禁止
	フィリピン：紛争解決手続き	約束なし	投資家と国家との間の紛争手続を規定
	ラオス：パブリックコメント	約束なし	努力義務を規定
人の移動	シンガポール：企業内転勤	2年以内の入国・一時的な滞在を許可	3年以内の入国・一時的な滞在を許可
	マレーシア：企業内転勤	5年以内の入国・一時的な滞在を許可	10年以内の入国・一時的な滞在を許可
	マレーシア：自由職業家（注②）	滞在は12カ月以内	10年以内の滞在を許可

〔注〕①事例の列挙であり、各国の約束内容の全てを網羅したものではない。②自由職業家とは、高度な技術的・専門的技能を有する自営のビジネス関係者。弁護士や会計士などの士業が該当。  
〔資料〕AJCEP改正議定書、経済産業省資料などから作成

在期間の長期化が約束された。これはTPP11での約束をも上回る内容である。全加盟国間で発効するまでにはまだ時間を要するが、非製造業企業への恩恵は大きい。

この他日本が交渉中のFTAとして、EUを離脱した英国との協定に高い関心が集まる。英国は、移行期間を終える2020年中に日EU・EPAの適用対象から外れる予定である。英国はEU離脱に備えて、諸外国との二国間FTA交渉を加速させていたが、日本との間では2020年6月にFTA交渉を開始した。2021年1月の発効を目指す。英国が発表した対日FTAの交渉方針では、両国間の自由なデータ移転などを含むデジタル貿易などで、日EU・EPAを上回る野心的な取り決めを目指すことが表明された。

またメルコスールについては、FTA交渉を政府が検討していることが2019年11月に報道された。ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイで構成されるメルコスールは、2.7億人（2019年時点）の人口を有する市場であり、貿易投資の自由化やルール整備などビジネス環境の改善が強く求められている。日本のビジネス界は2018年に、各国政府に対しFTA締結を早期に求める報告書を提出した。この中で、メルコスール域内で日本企業が他国・地域との競争で劣後しないためにも、FTAをベースとしたビジネス環境改善が必要であるとの指摘がある。メルコスールは、2019年6月にEUとのFTAで基本合意に到達し、韓国との間でも2020年中の政治合意を目指している。

### ■原署名国の発効待たれるTPP、新規加盟の動きも

2018年12月のTPP11発効から1年半が経過した。2020年6月現在、協定が発効しているのは日本も含めた7カ国で、残りのチリ、ペルー、マレーシア、ブ

ルネイは批准待ちである。発効7カ国間の2019年の域内貿易額（輸出ベース）は2,552億ドルであり、域内貿易比率は10.2%である。

2019年10月に開催された第2回委員会では、①TPP委員会の手続規則（会合の開催方法や議題の調整等）および②紛争処理のパネル議長登録簿、の2つの文書を決定した。併せて、分野別に設置された物品貿易、労働、国有企業など12の小委員会会合が開催されるなど、協定各章の着実な実施に向けた取り組みが進む。新規加盟を

模索する動きも出ている。2019年9月には英国が加入への関心をあらためて表明したほか、2020年1月にはタイ<sup>26</sup>より、同国内で加入にかかる手続きが進行中であることが明らかにされた。

TPP11の中で、日本にとって新規の協定締結相手国はカナダとニュージーランドである。他の加盟国については、統計上の制約でTPP11と既存のFTAとを切り離して分析できないため、上記2カ国に限って協定の効果をみたい。図表Ⅲ-34で示した品目などで、TPP11の効果とみられる日本からの輸出増が起こるとともに、相手国の輸入に占める日本製品のシェアが拡大した。特にカナダの輸入が急増したスパナ・レンチやラジエータなどは、6%以上の関税が即時撤廃されたことで、中国製から日本製への貿易転換が起こった。元々日本製の存在感が大きかったニッケル・水素蓄電池もシェア9割を超えた。

図表Ⅲ-34 各国の輸入でTPP11発効後に日本のシェアが拡大した品目（2019年）

国名	品目名	輸入額伸び (前年比)	関税率		各国の輸入に占める 日本製品のシェア	
			MFN	TPP11	2018年	2019年
					→	→
カナダ	スパナ、レンチ	82 (倍)	7.0	即時 撤廃	0.3	20.3
	ニッケル・水素蓄電池	184.2	7.0		86.4	94.1
	自動車部品	150.1	8.5		2.1	5.2
	ラジエータ、同部品	121.5	6.0		1.8	4.4
	鉄道用車軸、車輪	65.1	9.5		3.2	5.1
ニュージーランド	軽質油、同調製品	6445 (倍)	5.0	即時 撤廃	0.0	2.3
	乗用車	61.7	10.0		90.1	93.2
	貨物車（5トン以下）	19.7	5.0		8.1	10.6
	大型乗用車	9.6	5.0		9.0	30.2
	石油調製品	5.9	5.0		22.4	

〔注〕①TPP11発効後に日本からの輸入が伸びた品目のうち、輸入実績が1,000万ドル以上あり、かつ関税引き下げ・撤廃の対象となった品目を、伸びが大きい順に表示。②協定上はHSコード8桁で譲許されているが、統計上の制約から6桁ベースで貿易額を抽出。関税率は上6桁内での最高税率。  
〔資料〕各国貿易統計およびWorld Tariff (FedEx) から作成

26 ただしその後4月に、新型コロナへの対応を優先し正式な参加表明を撤回。

ニュージーランドでは、石油調製品や自動車の日本からの輸入が伸びた。いずれも単年の動きのため、TPP11以外の要因が背景にある可能性も否定できないが、今後年数を経て、品目によっては顕著な効果が出ることも想定される。

■利用規模拡大と運用改善進む日EU・EPA

日EU・EPAもTPP11と時期をほぼ同じくして、2020年2月に発効1年を迎えた。協定発効後も、日EU間では閣僚級の合同委員会や分野別の10の専門委員会などを断続的に開催し、運用状況の確認や一層の貿易促進のための取り組みが行われてきた。例えば閣僚級の合同委員会では、紛争解決の手続きに関する規則が採択され、協定の実効力が確保されることとなった。また、ブレグジットを見据え、EU域内の適用区域に変更があった場合に、EUが日本に通知することを確認した。2020年1月にEUから離脱した英国は、2021年以降は日EU・EPAの構成国から外れ、日本の相手国が27となるためである。また個々の分野としては、例えば原産地規則に関する専門委員会で、日EU双方の税関当局の活動に関する共同文書を2019年6月に採択した。その結果、日本への輸入時に特惠関税の適用を申告する際に必要な書類が簡略化されたり、EUへの輸入通関時に原産性申告における運用の一部がEU加盟国間で統一されたりするなど、事業者の事務コスト削減につながる改善が図られてきた。

協定発効後の日本からEU向け主力輸出品の統計をみると、FTAが積極的に利用されている実態がある。EU統計局が公表する、EUの日本からの輸入に関する1年間のデータを整理すると、多くの品目で、協定の対象となる有税品目の輸入が発効前と比べて10倍以上に増加したことが分かる(図表Ⅲ-35)。EUの有税品目の輸入額に占める協定利用額の割合は41.1%で、特に農林水産物・食品では従来の税率の高さからこの比率が高めに出る傾向にある。

鉱工業品の中では輸送機器、一般機器、電気機器などでの利用が規模としては大きい。中でもプラスチックやゴムは、関税削減率が高いことから、協定利用額の比率が5割を超えた。農林水産物・食品では、魚・甲殻類、肉類、野菜・果実等の調製品などで高い比率が示された。特に魚のフィレや牛肉、麺ではFTA発効前に課されていた関税率が高く、即時撤廃となったことがEU市場での日本製品の競争力を高めたとみられる。

■日米貿易協定が発効、一般機械で利用進む

日米貿易協定および日米デジタル貿易協定は、2019年4月に交渉を開始し、同10月に署名、2020年1月に発効した。日米貿易協定は、世界のGDPの約3割を占める両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大

図表Ⅲ-35 EUの輸入における日EU・EPA利用状況(2019年2月~2020年1月)

(単位:100万ユーロ)

品目名	対象品目〔注〕の輸入総額(A)	前年比(倍)	協定利用額(B)	B/A×100(%)
輸送機器、同部品	11,498	12.0	5,154	44.8
一般機械	8,171	10.3	3,208	39.3
電気機器	4,091	9.7	1,282	31.3
プラスチック、同製品	1,425	10.8	802	56.3
ゴム、同製品	788	10.0	414	52.6
有機化学品	1,574	10.7	324	20.6
農林水産物・食品	282	11.2	156	55.1
調整食料品	98	11.0	56	57.4
魚、甲殻類	28	9.7	23	81.2
肉類	19	32.0	18	92.2
飲料、アルコールおよび食酢	26	10.0	14	51.7
野菜、果実等の調製品	18	11.2	12	65.7
動植物性油脂	19	11.8	11	57.3
合計	33,626	10.9	13,804	41.1

〔注〕対象品目とは、最恵国待遇税率が有税の品目を指す。

〔資料〕EU統計局データから作成

させるため、一定の品目の関税を撤廃・削減するものである。内閣官房は、本協定が日本の実質GDPを約0.8%押し上げると試算する。

協定の本文は11条から成り、日本と米国がそれぞれ、関税に係る約束、および原産地規則および原産地手続きを附属書で規定している。日本から米国へ輸出する場合は、米国側の関税率表や原産地規則を定めた附属書Ⅱを参照することとなる。詳細な利用法については、ジェトロが2020年2月に「日米貿易協定解説書」を作成し、ウェブサイトで公開した。なお、日米デジタル貿易協定については、第四章第3節で解説する。

日米貿易協定で、米国側は工業製品を中心に、日本側は牛肉や豚肉をはじめ農産品や加工食品の関税につき、TPP11で行った約束の範囲内で関税の撤廃・削減を行った。特に日本からの輸出では、日本企業の輸出関心が高く貿易量の多い品目を中心に関税が撤廃・削減される。

2020年4月時点の米国の輸入統計をみると、日米貿易協定は、金属加工用マシニングセンタ、金属除去用の水平旋盤、鑄造・型プレス加工機といった一般機械で多く利用されていることが分かる。いずれも、4%以上あった一般関税が、協定発効とともに日本製品に対しては1%台にまで削減されており、輸出促進効果が大きいとみられる。利用額の多い品目の中には、輸入総額に占める協定利用額の割合が9割に迫るものもある。一般機械の多くは協定発効2年目に関税が撤廃されるため、2021年以降はさらなるコスト削減効果が見込める。

日本が従来締結してきた他のFTAと比較した日米貿易協定のポイントとしては、①日本からの輸出と米国か

らの輸入とでは特惠適用の対象産品や原産地規則が異なること、②輸入者による自己申告制度を唯一の証明方法として導入したこと、③直接検認を採用していること、などが挙げられる。

まず①については、同じ品目であっても、輸出か輸入かにより原産地規則が異なる場合があることを意味する。FTAでは通常、全品目で加盟国共通の原産地規則が適用されるが、日米貿易協定では譲許品目のみに品目別原産地規則が設けられた。日本財務省が公開する、品目別原産地規則のウェブサイトでも、日本側と米国側とで規則を検索する際の入り口が異なる。さらに品目別規則は、日本側は規定のない限り全て2桁の関税分類変更（附属書I第C節第2款）、米国側は完全生産品または米国法が定める「実質的変更」が行われた産品（附属書II原産地と手続18）とされる。「実質的変更」には明確な基準がないため、特惠待遇を得られるか否かについては、品目別規則を注意深く確認する必要がある。

②について、日米貿易協定では輸入者による自己申告制度を唯一の証明方法として採用した（図表Ⅲ-36）。同じ自己証明制度を採用するTPP11や日EU・EPAでは、生産者、輸出者、輸入者のいずれによる申告も可能である。米国については、輸入者の知識または情報に基づき、輸入者が米国税関に対して特惠待遇を要求する。このため本協定を利用して米国へ輸出する際には、従来以上に在米輸入者とのコミュニケーションが重要となる。

最後に③の直接検認について、米国税関は輸入者に対し、原産品である理由を記載した申告の提出、さらには

産品の原産性証明に必要な情報を要求できる。この際、日本の輸出者や生産者から、米国の輸入者に情報を提供することがはばかれる場合などには、輸出者・生産者から米国税関に対して、関連情報を直接送付することもできる。つまり、日本の輸出者・生産者と米国税関との間で直接のやり取りが生まれる可能性がある。

### （3）FTAの活用動向

#### ■日本の輸入で日EU・EPAの活用が目立つ

財務省によると、2019年のFTAの優遇税率の適用を受けた輸入額（以下、利用額）は、前年比51.6%増の5兆5,414億円となった（図表Ⅲ-37）。国・地域別にみると、EUの利用額が1兆円を超える。中でも、イタリア（3,199億円）やフランス（2,218億円）の利用額が大きい。EU以外では、ベトナムの利用額（9,183億円）が大きい。2018年12月にTPP11が発効したことにより初めてFTAを締結することとなったカナダとニュージーランドは、それぞれ2,881億円、1,515億円であった。

主要輸入相手国別に品目をみると、イタリアからは製造たばこが1,477億円（同国FTA利用額の46.2%）、またフランスからはスパークリングワインが548億円（同24.7%）で最大となった（図表Ⅲ-38）。ベトナムからは、冷凍のえび（370億円）がFTA利用額の4.0%を占め最大となった。その他の国では、カナダからは豚肉や木材、またニュージーランドからはキウイフルーツのほかチーズでの利用額が大きい。

なお、2019年における全FTA締結相手国・地域からの輸入総額に占める利用額の割合は、18.3%に達した。FTA締結相手国・地域別にみると、ニュージーランド（51.9%）が過半数を超えたほか、モンゴル（49.1%）は2018年に続き高水準にある。ただし、一般関税率〔実行最恵国税率（MFN税率）〕が無税である品目が計算の基となる輸入総額に含まれているため、実質的なFTA利用率はこれより高くなると推定される。例えば、早川等（2020）<sup>27</sup>は2019年度のFTA特惠対象品目の総輸入額に占める、FTAを用いて輸入した金額の比率を、FTA利用率として分析した。ASEANについては、ミャンマー、ラオス、カンボジアの3カ国を除くと、利用率は50%を超える。

#### ■中間財輸出等にも利用されるFTA

では、日本の輸出におけるFTA利用はどうか。ジェトロのアンケート調査<sup>28</sup>によると、FTA締結相手国・地域に輸出を行う日本企業のうち、FTAを利用する企業の割合

図表Ⅲ-36 日本が締結するFTAなどの自己申告制度の違い（日本からの輸出の場合）

協定	主体	申告方法	検認の経路
メキシコ、スイス、ペルー	経済産業省の認定を受けた輸出者	インボイス上に申告文を記載	経済産業省を経由
オーストラリア	生産者、輸出者、輸入者のいずれか	協定に規定のある雛形に従い申告書を作成	相手国税関から直接
TPP11	生産者、輸出者、輸入者のいずれか	協定に規定のある最低限の記載事項を明記した申告書を作成。ひな型はなし	相手国税関から直接
EU	輸出者（生産者含む）または輸入者	○輸出者：インボイス上に申告文を記載 ○輸入者：形式を問わない	相手国税関から日本税関を経由
米国	輸入者のみ	輸入申告の一部、税関に電子申請する際、対象輸入品目のHTSコードの前に「JP」と付記	輸入者に検認を行う。ただし、輸入者の手配により、輸出者・生産者から直接相手国税関に情報を送付することも可能

〔資料〕各協定および解説書から作成

27 早川和伸、Nuttawut LAKSANAPANYAKUL、Dionisius NARJOKO、Francis QUIMBA、2020年6月、「日本とアジア諸国の間における自由貿易協定税率の利用状況」『アジアレビュー・ブリーフ』（ジェトロ・アジア経済研究所）。



図表Ⅲ-37 日本の輸入におけるFTA利用状況

FTA締結相手国・地域		FTA利用額(億円)			利用率(%)			
		2017年	2018年	2019年	2017年	2018年	2019年	
アジア大洋州	ASEAN	シンガポール	433	515	572	4.5	4.8	6.7
		マレーシア	2,873	2,992	2,818	13.3	14.3	14.6
		タイ	7,138	7,960	7,695	28.0	28.7	27.8
		インドネシア	3,845	4,599	4,309	17.2	19.3	21.7
		ブルネイ	0.3	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
		フィリピン	2,736	2,835	2,888	25.0	24.6	25.0
		ベトナム	7,112	8,166	9,183	34.2	35.0	37.5
		カンボジア	120	151	160	8.5	8.5	8.5
		ラオス	16	15	19	9.6	8.9	11.2
	ミャンマー	55	80	102	4.6	5.7	6.6	
	その他	インド	1,581	1,759	1,845	26.4	29.0	31.5
オーストラリア		3,450	3,638	3,865	7.9	7.2	7.8	
ニュージーランド		-	0	1,515	-	0	51.9	
モンゴル		11	17	12	26.5	48.7	49.1	
欧州	スイス	523	528	533	6.0	6.2	6.0	
	EU	-	-	13,197	-	-	14.8	
米州	メキシコ	1,240	1,266	1,475	19.1	18.1	22.9	
	チリ	1,917	1,877	2,056	26.1	23.5	28.3	
	ペルー	144	154	190	6.2	5.8	7.1	
	カナダ	-	0	2,881	-	0	22.4	
合計		33,194	36,552	55,414	17.5	17.6	18.3	

[注] ①二国間・地域協定の区別を問わない。  
 ②「相手国」は「経済連携協定別時系列表」の「国名」(Country)。「経済連携協定別時系列表」の「国名」(Country)コードは、輸入申告上の貨物の原産国の欄に記載された国名であり、一般的な原産地規則である非特恵原産地規則に基づく原産国を記載。そのため、EPA原産地規則に基づく原産国とは異なる場合があり、本表の「合計」は足し上げと一致しない。  
 ③EUは加盟国の合計。  
 ④EUの2019年は2-12月の値。  
 [資料]「経済連携協定別時系列表」および「貿易統計」(いずれも財務省)から作成

(以下、FTA利用率)は、51.2%であった(図表Ⅲ-39)。相手国・地域では、タイ向け輸出におけるFTA利用率が54.0%と最も高い。

他方、業種別にみると、全体では化学(69.2%)、自動車・同部品/その他輸送機器(67.2%)、石油・石炭・プラスチック・ゴム製品(66.7%)等で、FTAがよく利用されている(図表Ⅲ-40)。FTA利用率が最も高いタイ向けでも、FTAを利用している企業の割合は化学(75.6%)が最も大きく、医療品・化粧品(68.2%)、繊維・織物/アパレル(66.7%)、石油・石炭・プラスチック・ゴム製品(66.7%)が続く。タイ税関によれば、2019年のタイへの日・タイ経済連携協定(JTEPA)を利用した輸入のうち、化学品(HS第28類~第38類)の中では、触媒(HS381590)の金額が最大(HS6桁ベース)となった。触媒は一般関税率(MFN税率)が5%のところ、JTEPAでは2007年から段階的に関税が引き下がり、発効4年目の2010年に無税となった。タイ側の輸入統計をみると、関税引き下げとともに日本からの輸入シェアが増加した様子がみとれる(図表Ⅲ-41)。FTA利用品目(金額ベース)を用途別にみると、日本の輸入では消費財が占める割合が

図表Ⅲ-38 日本の輸入における相手国・品目別FTA利用状況(2019年)

(単位:億円、%)

		1位			2位			3位		
		品目	金額	構成比	品目	金額	構成比	品目	金額	構成比
EU	イタリア	加熱式たばこ等	1,477	46.2	ぶどう酒	166	5.2	トマト(処理済み)	77	2.4
	フランス	スパークリングワイン	548	24.7	ぶどう酒	407	18.4	ハンドバッグ(革製)	128	5.8
	ベトナム	シュリンプおよびブローン(冷凍)	370	4.0	スポーツシューズ	360	3.9	ハンドバッグ(プラスチックシート製または紡織用繊維製)	318	3.5
	タイ	鶏肉(処理済み)	1,701	22.1	鶏肉(分割・冷凍)	369	4.8	ポリ(エチレンテレフタレート)	266	3.5
	カナダ	豚肉(分割)(注③)	677	23.5	豚肉(分割)(注④)	339	11.8	木材(かんながけし、またはやすりがけしたもみ)	217	7.5
	ニュージーランド	キウイフルーツ	432	28.5	その他のチーズ	130	8.6	フレッシュチーズおよびカード	60	4.0

[注] ①品目はHS9桁ベース。品目名は、実行関税率表に基づく正式な品名を基に簡略化した。  
 ②構成比は各国FTA利用総額に占める割合。  
 ③課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの。  
 ④課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもののうち、課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの。  
 [資料]「貿易統計」および「実行関税率表」(いずれも財務省)から作成

大きいのに対し、JTEPAを利用したタイの輸入では中間財の割合が大きい(図表Ⅲ-42)。タイに進出した日本企業向け等、FTAを活用した国境を跨ぐ生産・流通ネットワークが形成されている姿がみとれる。

先のジェットロ調査によると、EU向け輸出でのFTA利

28 本調査は、海外ビジネスに関心の高いジェットロのサービス利用日本企業9,975社を対象に、2019年11月から2019年12月にかけて実施。3,563社から回答を得た(有効回答率35.7%、回答企業の83.9%が中小企業)。

図表Ⅲ-39 日本企業の輸出におけるFTA利用状況（2019年度、相手国・地域別）

国・地域	利用率 (%)	国・地域	利用率 (%)
全体 (n=1,435)	51.2	オーストラリア (n=350)	29.7
タイ (n=878)	54.0	その他ASEAN (n=283)	27.9
ベトナム (n=639)	45.2	メキシコ (n=216)	36.6
マレーシア (n=539)	37.7	カナダ (n=213)	16.9
インドネシア (n=554)	51.4	ニュージーランド (n=149)	19.5
EU (n=508)	34.8	スイス (n=115)	36.5
英国除くEU諸国 (n=452)	36.7	チリ (n=102)	50.0
英国 (n=266)	26.3	ペルー (n=68)	29.4
フィリピン (n=404)	37.9	モンゴル (n=62)	21.0
インド (n=364)	37.1		

〔注〕 nは、FTA 相手国・地域（調査時点でFTAが発効済みのタイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、その他ASEAN、インド、メキシコ、チリ、ペルー、スイス、オーストラリア、モンゴル、カナダ、ニュージーランド、EU）への（「全体」はFTA相手国・地域のいずれか一つ以上に）輸出を行っている社数から、「一般関税が無税またはFTA以外の関税減免制度を利用している」企業を集計対象から除いた社数。

〔資料〕「2019年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）

図表Ⅲ-40 日本企業の輸出におけるFTA利用状況（2019年度、業種別）  
（単位：社数、%）

	全体		タイ	
	社数	利用率	社数	利用率
全体	1,435	51.2	878	54.0
製造業	1,014	52.3	636	55.5
飲食料品	247	50.2	147	61.9
繊維・織物／アパレル	54	46.3	15	66.7
木材・木製品／家具・建材／紙パルプ	25	35.9	14	42.9
化学	65	69.2	45	75.6
医療品・化粧品	35	62.9	22	68.2
石油・石炭・プラスチック・ゴム製品	45	66.7	27	66.7
窯業・土石	14	42.9	5	—
鉄鋼／非鉄金属／金属製品	97	49.5	54	59.3
一般機械	115	55.6	88	50.0
電気機械	52	44.3	39	48.7
情報通信機械／電子部品・デバイス	19	31.5	14	28.6
自動車・同部品／その他輸送機器	64	67.2	50	58.0
精密機器	47	31.9	33	18.2
その他の製造業	135	52.6	83	49.4
非製造業	421	48.4	242	50.0

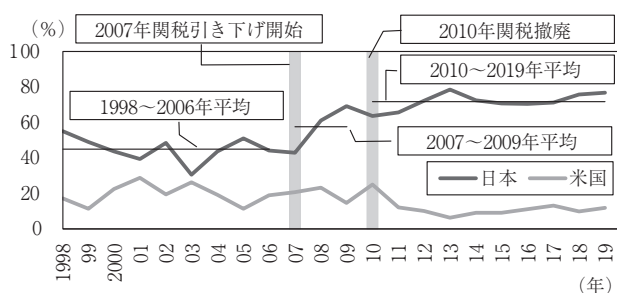
〔注〕 ①社数は、調査時点でFTA相手国・地域に（「全体」はFTA相手国・地域のいずれか一つ以上に）輸出を行っている社数から、「一般関税が無税またはFTA以外の関税減免制度を利用している」企業数を除いた社数。

②塗りつぶしは、各項目の上位3業種。

③社数が10社に満たない業種の回答比率は非表示（斜線）。

〔資料〕「2019年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）

図表Ⅲ-41 タイにおける触媒（HS381950）の輸入シェア推移



〔注〕 2019年の輸入上位2カ国（日本と米国）で全体の88%を占める。

〔資料〕 Global Trade Atlas (IHS Markit) および日・タイ経済連携協定書(外務省) から作成

用率は34.8%（英国含む）であった。

日EU経済連携協定（日EU・EPA）発効から1年に満たない中で、FTA利用率は3割を超えた。業種別にみると、石油・石炭・プラスチック・ゴム製品（62.5%）が最も高く、化学（55.6%）、自動車・同部品／その他輸送機器（54.5%）と続く。こうした傾向は、EU側の輸入統計と一致する<sup>29</sup>。

また、カナダならびにニュージーランド向け輸出におけるFTA利用率はそれぞれ、16.9%、19.5%であった。

これら新たにFTA締結先となった市場向けのFTA活用事例からは、輸入

者側からの要請に対応しないと競争劣後することを理由に利用するとの声が聞かれる。他方で、FTA活用によるコスト削減により、新規顧客を獲得した事例、さらにはコスト高が課題である中、他国産の商品と比較して有利に働いたとの声が聞かれる等、FTAを競争力の源泉として活用している姿が浮かび上がってくる（図表Ⅲ-43）。

カナダ、ニュージーランド以外のTPP11加盟国のうち、シンガポール、ベトナム、メキシコ、オーストラリアの4カ国と日本との間では、TPP11とは別のFTAが発効している<sup>30</sup>。このうちシンガポール、ベトナムとは、二国間協定のみならず、日・ASEAN包括的経済連携協定が併存している。輸出する品目がFTAの関税削減の対象になっているかどうか等、品目に応じて利用するFTAを選択する必要がある。既出のジェトロのアンケート調査によれば、これら4カ国への輸出において、TPP11に優先して既存FTAを利用した理由としては、「輸出先からの要請」が34.5%と最も多い。

他方で、メキシコからは、TPP11を既存二国間協定に優先して利用する声が聞かれる（図表Ⅲ-44）。

TPP11を活用することで税関手数料が軽減されるほか、品目によっては原産地規則が緩和されるためだ。

### ■自己証明制度の検認対応を進めながらFTAを積極活用

既出のジェトロ調査では、TPP11に優先して既存FTAを利用した理由として、「輸出先からの要請」のほか、「自己証明制度より第三者証明の方が確実であり安心と感じ

29 本節（2）参照。

30 その他TPP11加盟国の、マレーシア、ブルネイ、ペルー、チリの4カ国は、各国内で批准手続き中。

図表Ⅲ-42 タイと日本におけるFTAを利用した輸入品目の用途別内訳 (2019年、金額ベース)

品目	タイ		日本
		JTEPA	
資本財 (広義)	15.8	10.6	0.1
(狭義)	9.6	9.2	0.1
中間財 (広義)	66.8	86.8	40.5
(狭義)	59.4	80.1	34.3
消費財 (広義)	30.6	10.3	65.6
(狭義)	17.8	3.0	59.3

[注] ① JTEPAは日タイ経済連携協定。  
 ② 品目分類は、国連のBEC分類 (第5版) に基づく。例えば、資本財と中間財等の複数の要素を備える財を含む場合を「広義」に分類した。複数の要素を備える財があるため、本表での足し上げは100にならない。  
 ③ 構成比の分母は、商品分類が可能な品目全体。  
 [資料] 国連資料、タイ税関資料、および「経済連携協定別時系列表」(財務省) から作成

図表Ⅲ-43 近年発効したFTAの活用事例

既存顧客との取引継続・拡大	新規取引先開拓	海外子会社等の経費削減
<ul style="list-style-type: none"> <li>●【EU】 販売価格が関税分下がり競争力が向上したことで、サプライヤーの選択をシビアに行う大手企業からの受注継続を見込む。価格競争ではわずかな金額差が決め手となる。(工業用部品メーカー)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【EU】 オファーする価格から関税削減分を下げたことで納入先の想定と一致し、無事、成約に至った。新規の取引だったため、納入先は価格要素を特に重要視していた。(鋳物メーカー)</li> <li>●【EU】 日EU・EPAを機に、日本からの買い付け強化を図っていた現地バイヤーと新たに取引。(繊維メーカー)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【EU】 輸入関税撤廃のメリットは在欧州子会社が享受するが、(中略) グループ全体の利益となる。(文具メーカー)</li> <li>●【EU】 EPA活用により、2020年2月までの1年間でフランス子会社全体の仕入れ額が約6%減少し、経費削減につながった。(アパレルメーカー)</li> <li>●【カナダ】 販売促進につながる施策の原資として活用。コスト高が課題であるので、その一部を是正できたことで、他国産の商品と比較して有利性を得たことが非常に有効。(在カナダ商社・卸・小売)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●【カナダ】 日本からの輸入車両の関税の低減により、販売原価の低減が図れ、収益改善と競争力のあがる顧客への販売価格も実現可能。(在カナダ商社・卸・小売)</li> <li>●【カナダ】 売価への反映もしくは利益確保効果が期待できる。(在カナダ・メーカー)</li> </ul>		

[注] 各コメント冒頭のカッコ【】内は、日本からの輸出先。  
 [資料] ジェトロ海外事務所調べ、ならびに「ビジネス短信」および「地域・分析レポート」(いずれもジェトロ) から作成

図表Ⅲ-44 在メキシコ日系企業によるTPP11 (日本からの輸入) の活用事例

TPP11活用のメリット	活用事例
品目別原産地規則 (PSR) 緩和	<p>日・メキシコ経済連携協定 (以下、日墨EPA) の棒鋼・線材の品目別原産地規則 (PSR) はHS上2桁レベルの関税分類変更 (CC) となっている。原材料のスクラップ鉄のHS2桁が同じHS類に分類されるため、スクラップが原産材料でないとCCをクリアしない。(中略) TPP11の棒鋼・線材のPSRは、CCではなく4桁レベルの関税分類変更 (CTH) となる。スクラップから棒鋼・線材を生産する工程はCTHをクリアするため、TPP11を活用すれば電気炉で生産された鋼材も原産品となり、一般関税率15%がゼロとなる。(製造業)</p> <p>医療用ベッドや理髪・歯科用のいすについて、日墨EPAのPSRが原因で原産地規則をクリアせず、特惠関税が活用できなかった。日墨EPAの原産地規則は2桁レベルの関税分類変更を求めているため、同じHS類に分類される部品からの組み立てでは原産品とならない。他方、TPP11のPSRでは、CTHだけでなく、付加価値基準の選択肢があるため、域内で一定の付加価値を付ければ、たとえ同じHS4桁に分類される専用部品を用いても原産品となる。(輸入販売)</p>
税関手数料 (DTA) 軽減	<p>TPP11では、各国の税関手数料が役務の費用の概算額を限度とし、従価により手数料や課徴金を課してはならないと規定しているため、TPP11の発効後、メキシコはTPP11の原産品に対し、定額のDTAを課すようになった (注)。(中略) 1回当たりの輸入申告額が大きい輸入取引の場合、TPP11を活用することによるDTAの軽減効果が大きい。(商社)</p>

[注] メキシコが求めた留保規定により、発効後5年間は原産品のみ定額。  
 [資料] ジェトロ・メキシコ事務所および「ビジネス短信」(ジェトロ) から作成

るため」(8.7%) との回答が一定程度確認された。実際に自己証明制度を使ってFTAを活用する企業からは、「第三者証明による手数料等のコストは、検認リスクを考えると安い」(化学メーカー)、「原産性の確認に少し不安な面もある」(機械メーカー)等、書類の正当性を確認できないこと等から検認 (事後確認) を不安視する声が聞かれる。

相手国による事後確認の基準は主に、①申告内容に疑義が持たれる場合、②リスクが高い輸入品・企業、③ランダムによる抽出に分けられる<sup>31</sup>。例えばオーストラリア当局によれば、事後確認はリスクベースで実施され、収集された証拠により裏付けられた場合にのみ優遇適用の要求が拒否される。上述の機械メーカーは「仮に検認があったとしても、十分に対応できるよう資料を整備」しながら、新たな輸出を増やすために、FTAを積極的に活用している。

なお、新型コロナの影響により貿易自体が難しくなった。TPP11を利用して日本から輸入貨物を取り扱う在外日系物流企業は、「新型コロナの影響もあり (中略) 今まで使用していたフライトが運休になった」と指摘する。しかし、FTA等貿易協定を利用したコスト削減のメリットは大きい。新型コロナ対応に追われ、日米貿易協定の活用を利用できていない在米日系企業は、「日本

の本社から (米国に) 輸入しているマシニングセンタの関税率が下がった (中略) そもそも関税率は4.7%と高くはなかったが、製品自体が高額のため、それなりのコスト減になる」(機械輸入販売・保守サービス) と期待を寄せる。経済活動の回復とともに、FTA等貿易協定のさらなる活用が進むと見込まれる。

31 「2019年度ジェトロ世界貿易投資報告」(84ページ) 参照。